

地域資料個票一覧

2025/05/22 14:19:35

等々力家文書(明科潮村)

【 資料群：5006002 等々力家文書(明科潮村) 】

1 法令

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
51	慶応2	1866	法度		肝煎共、長百姓等	紙	七か条(「物成之儀」ほか) ※末尾に「信濃川筋千三百五十五番」(不明)、朱印が二か所に捺されているが真贋不明
58	天保2	1831	(表題なし・詐取された金の皆済を求める訴状の下書、ひな形)			紙	夫源次郎(入牢中に病で帰宅)の死後茂助(妹の婿)との間で金銭出入りあり、解決を求めて訴える。(下書、人名入らず)
138	文政3	1820	乍恐以書付奉願上候口上之覚(案文)	潮村願人:長三郎(ほか6人)・名主佐勇次(ほか3人)		紙	村内で博奕に関わった者たちに、厳しいお裁きがあると思うが、銘々家族もおり事情もある。今後は村内で厳しく禁じるのでなにとぞお聞き済み願いたい。
147	寛政5	1793	(寛政五年)御預所村々江申達条々(原本書写)	松平丹波守御預所役所	筑摩郡潮村	縦帳	「惣百姓江申達条々」以下、百姓として心得るべき徳目等を書き連ねる。
176			臼井武七ニ可申渡覚			紙	読み下し、フリガナ付き。代官などからの申渡し状の形式を示したテキストか。
380	年欠	—	儉約覚			紙	冠婚葬祭、年行事など村内における儉約を求める。 「今般質素儉約を可相守旨、厚被仰渡有之、難有御主意に付き…」
411			(表題なし、村の申合せ・村掟)			紙	「大勢一所に集り居は無用の事」など

2 制規

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-1	嘉永6	1853	定書	筑摩郡潮村名主六郎左衛門、以下129名		紙	「去る兩年旱損にて百姓難渋に相成候に付…儉約相定申候ヶ条」 村費儉約について村定め
54-5	天保8	1837	取定	筑摩郡大足村(五人組頭・村人計77名)	大足村三役	紙	勝負事の禁止、農事への出精などを規定した

2 制規

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-13	文政7	1824	定書	潮村名主以下、村民 連署		紙	「去る兩年早損にて百姓難渋に相成候に付…儉約相定申候ヶ条」 村費儉約について村定め(No.54-1と全文同じ)
54-16	天保4	1833	覚	村内73人の連名(押 印)		紙	儉約について確認、(慶弔の振舞酒、 元の宿泊費など) 「近年打続不作之所、別而当年田方 成立後れ、実法り悪敷凶年…」との記 述
122	正徳6	1716	覚(案文)	五人組	宿所庄屋	紙	水野壱岐守様御領分拾一ヶ村の村々 以外からは、城下に穀類を入れない
211	宝暦12	1762	相定申運判之事	潮村・升右衛門ほか6 名		紙	当村では前々から蔵元書勘定はすべ て、頭立百姓が内寄って相談し割付し てきたが現在の村役人になって何事も 相談なく決められてしまうので困って いる。
255	弘化4	1847	弘化四年 儉約規定之事	若キ中 若中老		縦帳	仲間一統で申し合わせ7・8年前に儉 約を定めた。梅吉一人だけがこれに沿 わず、周囲からいくら諭しても聞かな い。やむなく梅吉を除外して新たに儉 約の掟を作った。
359	天保11	1840	天保十四年 会田・川手組村々申渡 請印帳(栄助扣)	筑摩郡村役人、小前 惣代、大足村■三右 衛門ほか4人		縦帳	村方に対する申渡し、掟、制禁事項
370	寛政12	1800	五人組定書之事	潮村五人組(忠右衛 門ほか6人)		紙	博奕禁制につき、組内に詮議を受ける ものがあれば自ら費用を負担し、組合 に迷惑をかけること

3 幕政・藩政

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
275	安政4	1857	乍恐以書付奉願上候	潮村名主・六郎左衛 門ほか3人、明科村名 主・七右衛門ほか3人 (奥書)立入人苧谷原 宿名主・中澤与治右 衛門ほか1人	御領地御奉行様	紙	潮村と明科村の村境(会田川)を巡る 出入について、和解が成立した旨の 報告 ※破れあり

3 幕政・藩政 1 差出帳等

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
254			享保年中・水野隼人正様 信州松本 七万石高帳 御引渡改帳也	潮郷・等々力治右衛 門(扣)		縦帳	藩内全村高、全寺院名書上げ

3 幕政・藩政 4 その他

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
91	天保2	1831	拝見一札之事(扣)	筑摩郡潮村当人・五 右衛門、他4名	池田組瀧沢村庄屋： 太忠次 北山村庄屋： 覚兵衛	紙	瀧沢村・北山村が潮村五兵衛を出訴 した件については、来六月に土井大 炊頭様の裁定が下るのでその結果を 見届けたい。 ※No.91・97・116・126は潮村牛宿五 右衛門を相手にした訴訟関連、一体
93			(表題なし)「此度御料所御改革取調 候儀御差止メ相成候趣 大飯(炊)守 殿被仰渡候…」	中之条御役所		紙	(写し)大炊守殿の仰せ渡しの意を得 て村々にも申し渡すべきこと
182			(表題なし)「諏訪安芸守領分堺、松平 丹波守御預所堺」について	御勘定当役・安藤弾 正少輔承之		紙	境目となる塩尻峠・高嶋峠について、 富士山が見えるところは諏訪領、見え ないところは塩尻分と規定。 ※書式を踏んでおらず、内容だけを記 録したものか。経緯不明
430	安政3	1856	御検地御奉行様御宿用意	筑摩郡今井村		横帳	(表書・天保五年五月七日御着十 二月八日御出立) (右之通安政三丙辰年六月廿一日御 役所へ差上候控 川手組塔ノ原明科 潮村御検地二付)、検地奉行への接 遇について、天保5年の今井村の記録 を写し、安政の川手組検地の参考にし たものか。

4 村政 1 村役人

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-10	嘉永5	1852	差上申済口證文之事	願人：潮村小前七十 一人(総代源右衛門 ほか5人)、相手：名主 佐勇次(他3人)、立入 人：荒井村名主長十 郎(他1人)	松本御役所	紙	名主左勇次の村政運営について、不 正を指摘して提訴。隣村の名主が立 ち入って和解、済口證文作成

4 村政

1 村役人

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-19	嘉永5	1852	差上申済口證文之事	潮村小前拾四人、相手:百姓代・判頭七人、着添二人	松本御役所	紙	村役人の不正勘定を見逃したとして百姓代・判頭を出訴したが、和解が成立した旨届出
54-21	弘化3	1846	乍恐以書付奉願上候	潮村組頭八右エ門・名主佐勇次	松本御役所	紙	百姓代亥次郎の選任について、村内に異論ないので同人に仰せ付けください。
54-27	安政3	1856	乍恐以書付奉歎願候	潮村百姓惣代:友弥ほか16人	当村御役人(潮村巡回の役人か)	紙	村役人に対して、儉約、諸入用帳の閲覧など計7項目を要求 ※下書か。宛所は当村御役人とあるが、文中に「村役人へ前書の趣相用候様被仰付」とあり藩の役人への訴えと取れる
99			以書付奉願候御事(案文)	潮村百姓四拾九人之惣代(3人)・名主佐治衛門・百姓代善五右衛門		紙	百姓代は2名で勤めるべきところ、1名欠員。増員について村方は等閑に附し、そればかりか百姓の負担を増役している。このうえは役所に訴えて判定をあおぎたい
100	天保5	1834	乍恐以書付奉申上口上之覚(案文)	潮村百姓代:彦兵衛	名主箕之介・組頭弥之助	紙	病気につき、百姓代勤められず、お役御免を願う
112	明暦4	1658	相定申手形之事	次右衛門・作蔵・口入佐右衛門	三十郎	紙	詳細不明、明暦4年=万治元年(戊戌)
131	天保15	1844	乍恐以書付奉願上口上之覚(案文)	願人潮村百姓代・彦兵衛	名主・佐勇次 組頭・弥右衛門	紙	病身のため、百姓代の仕事を辞任したい
136	文化2	1805	乍恐以書付奉願上候(写)	潮村名主:佐次衛門(ほか6名、組頭・百姓代、潮沢村・潮山中村・大足村名主、連名)	松本御役所	紙	病身につき名主職退役願
160	文化6	1809	乍恐以書付奉願上候(案文)	潮村願方小前惣代者・伯左衛門(ほか6人)		紙	潮村名主左次右衛門が退役した跡役を決めるにあたって紛擾。
173	天保15	1844	乍恐以書付奉申上口上之覚	潮村()	名主佐勇次・組頭孫右衛門	紙	病身につき村役御免の願書
207	天保15	1844	乍恐以書付奉申上口上之覚	潮村百姓代・彦兵衛	名主・佐勇次、組頭・弥右衛門	紙	病身につき百姓代を退役したい ※No.131、173参照

4 村政 1 村役人

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
279	文化6	1809	乍恐以書付奉願上口上之覚(扣)	潮村小前惣代・伝左衛門ほか7名	組頭・篠右衛門、忠左衛門(奥書 御役所あて)前書を以て組頭に依頼中	紙	文化6年4月、No.277(同年6月)と一連の文書。名主佐治衛門の後任を巡って、息子佐勇次が了承しないまま日延べしている。小前一同は佐勇次を適任とし、組頭兩人に仲介を依頼。
429	天保13	1842	役年代記書控帳	大足村・瀧沢文左衛門写		横帳	慶安五年(=承応元)から天保十三年までの年暦(松本大変、山崩れなどの大事件村役の交替を記録)
354-2	文化6	1809	乍恐以書付奉願上候	潮村組頭・篠右衛門ほか106人連印	松本御役所	紙	潮村名主佐次右衛門退役後の跡役について、村中で相談し佐勇次に勤めさせることになったので、村中の連印を以て届けます。
354-14	文政8	1825	乍恐以書付奉願上候(扣)	潮村願主・長三郎	組頭・太郎左衛門、百姓代・忠左衛門	紙	名主箕之助の職務に種々問題がある。召し出して吟味をして欲しい。
354-15	文政8	1825	乍恐以書付奉願上候	潮村願人・長三郎	組頭・太郎左衛門、百姓代・忠左衛門	紙	名主箕之助の職務に種々問題がある。召し出して吟味をして欲しい。No.354-14と同文。「上」と書いた包紙に入る。(無判、写しか)
354-31	文化6	1809	乍恐以書付奉願上候	潮村願方小前百三人惣代・伝左衛門ほか7人、相手方百姓代・嘉兵衛ほか3人	松本御役所	紙	当村名主佐治衛門の退役につき、佐勇治を後任とすることで一統承知するに至った。訴状は取り下げていただくようお願いいたします。(案文か)
386	弘化4	1847	乍恐以書付奉御届候	潮村組頭・弥右衛門、名主・佐勇治	松本御役所	紙	当村組頭彦兵衛、長患いの後、昨年死去につき届出
392	文化6	1809	乍恐以書付奉願上候(写し)	潮村願方小前百三人惣代・伝左衛門ほか7人、相手方百姓代・嘉兵衛ほか3人	松本御役所	紙	潮村名主・佐次右衛門退役につき、小前一同相談し後継を佐勇次とすることに決した。佐勇次がかれこれ延引したので小前嘉兵衛が仲介したが解決せず訴訟となった。このたび雲龍寺上様の仲介で内済したので、願書の下げ渡しをお願いしたい

4 村政 2 五人組

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54			(文書袋)表題「五人組帳 壱冊」	潮村		袋	和紙袋(口紐)、54-1~27、一括収納
440	安永3	1774	安永三年 信州筑摩郡潮邑五人組帳	宮澤茂吉		縦帳	「宝暦五年亥三月 天野助治郎」お触れ、安永三年宮澤茂吉筆写 ※五人組帳前書のみ

4	村政	3	願書・書上帳等				
番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-3	安政4	1857	乍恐以書付御届奉申上候	潮村名主六郎右衛門・組頭左次右エ門ほか2名	松本御役所	紙	安政4年8月21日会田川満水により田6畝が川欠損地となったことを報告
64	文政12	1829	一札之事	明科村:七右衛門	潮村:彦兵衛	紙	七右衛門と潮村与之助との出入りについては内済となったので、与之助からの願書を貰い受けたい
75	元禄11	1698	麻績組潮沢村神社・仏閣道法色々書上帳	潮沢村三役	関儀左衛門(川手組大庄屋)	縦帳	村内の神社・仏閣・堂、集落字名・家数、大名所など書上げ
78	元禄11	1698	大足村家数四十三軒・百姓持林	大足村庄屋:清兵衛ほか六名		紙	「御公儀様へ差上申候扣帳」とあり、書上帳の下書メモか裏面に書き込みあり、割印「井刈役元」(か)、金銭貸借の出納扣か
108			乍恐以書付奉願上候(案文)	願人半(?)左衛門	御役人	紙	昨夜五つ時、善右衛門が自宅に乱暴し、これまでも、石打、作物あらしなどの悪戯を行うので対策してほしい
111			差上申口上一札之事(案文)	(美濃の国)藤吉		紙	女房と善光寺参詣にきたところ帰途に女房が潮村近隣で死去した。役所に届けて現地で取り置き(埋葬)をお願いしたい。
124	文化5	1808	乍恐以書付奉願上候口上之覚(案文)	潮村願人 傳右衛門	村御役人	紙	勝五郎と息子の佐久治の出入りの解決を願う
139	天保2	1831	一札之事	池田組瀧沢村庄屋:大忠次、北山村庄屋:覚兵衛	潮村御役人	紙	願書の文面中に七箇所の削直しがある旨申し上げたが、相違ありません。※天保2年の潮村牛宿五右衛門との訴訟に関する書面についての書付か(No.91ほか)
146	天保8	1837	(天保八年)信州筑摩郡潮村明細帳	潮村名主箕之助・組頭惣十・百姓代彦兵衛	松本御役所	縦帳	村内石高・新切石高・用水堰・樋・御普請所・山林・湖沼・渡し・寺社仏閣・人口 など書上げ
174	弘化3	1846	乍恐以書付奉歎願候	潮村名主・左勇次(ほか村役人3人)	松本御役所	紙	潮村喜代蔵は小泉村の啓介との諍いで入牢しているが、牢内で発病した。一命にかかわることではいけないので、格別の御慈悲で放免をお願いしたい。
188	文政12	1829	乍恐以書付奉願上口上之覚	潮村願人・彦兵衛	名主・箕之助、組頭・太郎左衛門	紙	重蔵宅から古着が紛失した件につき、状況を説明。徹底した吟味を求める。

4 村政		3 願書・書上帳等					
番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
217	天保6	1835	(断簡・冒頭部分欠) 出入内済報告(扣)	願人・井刈村藤治郎ほか3人、相手・会田町村直吉ほか5人	松本御役所	紙	出入内済につき願書下げ渡しを願う、喧嘩出入りか
218	文政3	1820	(断簡・冒頭欠) 大足村九郎兵衛、光村久蔵相手取り訴訟の件、内済報告	願人・大足村九郎兵衛、相手・光村久蔵代甚左衛門、ほか7人	松本御役所	紙	金銭貸借に関わる訴訟について、内済を報告
273			差出申一札之事(雛形)			紙	詫び状雛形。上棟式の祝いで酒に酔って喧嘩。それを詫びる書面
277	文化6	5	乍恐以書付奉願上候(写)	潮村願上方小前百三人惣代・伝左衛門ほか7人、相手方百姓代	松本御役所	紙	名主交替(佐治衛門から佐勇治)をめぐる諍いで和解成立、済口報告
360	安政3	1856	安政三年(潮村外三ヶ村ヨリ塩川原村外三ヶ村エ相掛り候一件ニ付)「御公役様御宿割之扣」	松平丹波守御預所・信州筑摩郡潮村組頭・彦兵衛		横半	表記の出入についての実地検分に際し、御公役の宿泊割付「嘉永5年に始まった郡境・川除普請出入は、論所地見分として嘉永6年に御公役6人が計21日止宿。さらに安政3年9月から翌年5月迄の計242日間、郡境検地として御公儀より39人が村々に止宿した」安政3年の際の宿割

4 村政		4 村入用					
番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
130			(村鑑)	潮村 等々力彦兵衛		横半	村内明細帳備忘 ※紐切れ
194	安政2	1855	為取替議定之事(2通、同一内容)	潮村小前惣代貳拾人兼・五右衛門ほか4人、潮沢村惣代・佐左衛門ほか		紙	塩川原村などを相手取った訴訟について、費用を潮村75%、潮沢村25%の負担とすることを両村で合意 ※2通あり(1枚押印・もう1枚は訂正などあり無印・下書か)
231	嘉永5	1852	(嘉永五年) 塩川原一件雑用仮割附立帳	潮村		横帳	紐綴じ
232	宝暦7	1757	(宝暦七年) 持林縄張町間帳	等々力忠右衛門		横帳	表紙書込み:是ハ内見仕候下帳扣
233	安政4	1857	安政四年 御公役様に付諸入用取立帳	潮村役元		横帳	

4 村政 4 村入用

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
247	安政3	1856	安政三年 夫錢伝馬諸入用控帳	潮村組頭		横帳	綴じ紐切れ注意

4 村政 5 御用留・雑事記等

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
162	天保11	1840	差出申一札之事	小立野村名主・惣右衛門(ほか村役人3名)	上生野村・潮沢村・潮山中村・潮村・明科村御役人	紙	今般御裁許の御證文の写しを提出すべきところ、延引していった。私共で預り、必要な時には五か村に差し出し、差し支えないようにします。 ※この書状は上生野村で預かる旨、添え書き
267			(表題なし・役元覚)			横半	サイズ17×7.5 ※村政上必要な書類の書式を書き記す。また重要な文書を写し取ったものか。
423	天保15	1844	天保十五年 日記	瀧澤仁之松		横帳	郷目付様 掛り 記録、天保15年(=弘化元年)から弘化2年10月(断)
410	天保6	1835	覚	潮村役元・「右の通り建札仕候にて写筆差上候 潮村組頭・惣十、百姓代・彦兵衛」		紙	村内での変死人について、風体・特徴・着衣などを高札にて村民に示した案文

5 租税 1-1 本年貢(年貢免状の交付)

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
272	寛政2	1790	当戌御年貢可納割附之事(大足村)	志賀又右衛門ほか4名	同村(大足村) 名主・惣百姓	巻紙	五ヵ年定免
283	慶安4	1651	麻績組潮村 三十日扣分 (年貢割付状)	乾三郎左衛門、川村銀右衛門、鈴木七左衛門、堀源五左衛門		紙	田畑2町6反7畝12歩、分粍27石7斗9升1合
297	元文5	1740	申御年貢可納割付之事	山本平八郎	(潮村) 右村名主・惣百姓	巻紙	この年の年貢米を92石8斗8升5合と定める。一昨年(午)から再来年(戌)までの定免法であるが、今年は損亡が激しいため検見取をおこなって決定した。
304	文政10	1827	当亥御年貢可納割附之事(年貢割付状)	古橋金右衛門ほか5名	(大足村) 名主・惣百姓	巻紙	検見取

5 租税 1-1 本年貢(年貢免状の交付)

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
349	慶安4	1651	麻績組潮村(三十ノ内 久七郎扣分)	鈴木十郎左衛門ほか 3人		紙	年貢割付、十三石九斗四升九合の定納(定免)
398			亥子定免御取箇附	(潮村)	松本御預役所	紙	田方毛附216石7升4合8夕、畑方毛附…合米130石9斗9升1合公納
403	寛保2	1742	当戌御年貢可納割付之事	大草太郎左衛門	筑摩郡潮村	紙	五ヵ年定免、高345石6升4合、納合・米118石9斗1升3合・永4貫215文6分

5 租税 1-2 本年貢(年貢の収納)

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
72	明和9	1772	御代官様御直 御廻米御吟味に付差上候口書扣	更科・埴科・筑摩 三 郡三拾九ヶ村惣代 筑摩郡大足村名主栄 助写置	嶋隼人	縦帳	江戸廻米について伊那・高井・更科・埴科・筑摩郡の私領(旗本領か)の村々から要請
96			乍恐以書付奉願上候(案文)			紙	「当年陽氣不順に付存の外不作仕…」年貢納入の困難を訴え、拝借米を願う
235	安永6	1777	安永六年 西ノ御年貢金割元小前人別帳	潮村名主		横帳	
253	天明3	1783	天明三年 卯草高残高米高書抜帳	潮村名主・佐市右衛門		横帳	

6 土地 1 検地

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
65	慶安5	1652	(慶安五年)信州筑摩郡麻績組 大足村検地帳	坂原作左衛門・石川甚左衛門・水野八兵衛		縦帳	慶安五(壬辰)年二月十四日(写)
67	宝永6	1709	明暦二申年 屋舗免反別付覚帳	潮村等々力忠右衛門		縦帳	明暦年間に作成した覚帳を宝永年間に書写(巻末:等々力忠右衛門写置)
76	慶安4	1651	(慶安四年)上生坂村検地斗代付(筑摩郡潮村)	等々力忠左衛門(写置)		縦帳	潮村から上生坂村(小舟・本村)への入作地の石高を記録したものか、紐綴じ
256	慶安4	1651	慶安四辛卯歳 御検地覚帳	信州筑摩郡潮村・等々力三十郎(写之置)		縦帳	田畑一筆ごとの田品・面積・耕作者を書上げ
363	寛政8	1796	寛政八年 筑摩郡潮村 田畑高扣覚帳	潮村・忠右衛門		横半	自己の所有地の反別・高・分籾を記録

6 土地 1 検地

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
437	嘉永5	1852	嘉永五年 信州筑摩郡川手組拾三ヶ村新古米高草高帳	百姓代・彦兵衛(写之)		縦帳	川手組13ヶ村の村高一覧
441	天明6	1786	(天明六歳筑摩組潮邑)田畑高写帳	等々力忠右衛門		横半	自己所有地の田畑高帳

6 土地 2 新切検地等

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
60	文化7	1810	一札之事	潮村 貫人・兵藏(ほか5人)	潮村 忠右衛門	紙	明科村久右衛門が質入れした土地について、高反別違いになり扱いを検討したが解決法がないため、貫人5人で貰い受けすることで内済した
94			乍恐以書付奉願上候口上之覚(下書)	潮村忠左衛門		紙	字犀川古流場所に3反9畝の土地を持ち、新切帳に記載されているが、身上苦しく、質地となり現在は1反27分になってしまった。この土地も当村の伴五郎という者が明科の久右衛門から質物として取ったと言って狼藉に及び、切起こしされている。これをやめさせ、私の所有地として認めていただきたい。
95	文化4	1807	乍恐以書付願上候口上之覚	潮村願人:忠左衛門	潮村名主:作次右衛門 ほか 組頭・百姓代(計3人)	紙	字犀川古流場所に3反9畝の土地を持ち、新切帳に記載されているが、身上苦しく、質地となり現在は1反27分になってしまった。この土地も当村の伴五郎という者が明科の久右衛門から質物として取ったと言って狼藉に及び、切起こしされている。これをやめさせ、私の所有地として認めていただきたい。
102			「新切分」			紙	新切分の土地書上げ、字名・反別・分剋を記録
110	文政6	1823	地替申書付之事	潮村・本人市野右衛門、替人忠兵衛、立会善次郎・忠左衛門		紙	市野右衛門が車屋を開業するため替地を要望している
154	天保14	1843	天保14癸卯年起返斗代上扣			縦半	破損、汚れ大
155	文化10	1813	地替證文之事	潮村本人藤助・地主善治郎・立会忠左衛門		紙	藤助の願いで、善治郎との土地交換。

6 土地 2 新切検地等

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
177			乍恐以書付御詫奉申上候(案文)	潮村願人・市十郎、百姓代・源治郎、名主・佐勇次	御役所	紙	市十郎は惣代として御役所に新開を願い出たが、持病が悪化したために湯治に出かけ役所の呼び出しに応じられなかった。今後はこうしたことのないように注意したい。
215			乍恐以書付奉願上口上之覚(案文)			紙	荒地起返普請に伴う旧所有権を巡って紛議、案文
220			畑年々起返			紙	村内の起返し地か(宝暦年間・安永年間・文化年間の記入あり) ※半折
252	宝暦3	1753	(表題なし)新切田丈量			横帳	慶安4年から宝暦3年までの各年次における、新切地の書上げか ※虫食いあり
276	天明5	1785	地替イ一札之事	定夫・金七、百姓・忠左衛門	村御役中	紙	(裏書)名主・嘉兵衛ほか4名
331	万延元	1860	取替書(写)	押野村・源右衛門ほか1名、塩川原村2名	明科村2名、潮村・嘉野右衛門ほか1名	紙	出水による欠込のため、四ヶ村立会の上で替地をおこなったことの確認
354-24	文化9	1812	地替證文之事(扣)	本人・藤七、地主・源三郎ほか2人		紙	源三郎所有地と藤七所有地の交換
354-26	文政12	1829	質物地所縄張之事	潮村地主本人・嘉野右衛門ほか2名	上生野村・糸左衛門	紙	「犀川ばた」の質地についての縄張り再確認
354-32	文化6	1809	田地替證文事	潮村替主・太兵衛、同断・勇左衛門、ほか1名		紙	太兵衛と勇左衛門との間で、田地を交換
387	文化6	1809	御頼申事	潮村口入・勝左衛門	同村・忠左衛門	紙	儀右衛門が「ふけ田」に屋敷を立てたが、忠左衛門宅にある古證文を貰い請けして欲しいと私が頼まれ受取、儀右衛門に間違いなく渡しました。
388	文化10	1813	地替證文之事	潮村本人・茂助、地主・善治郎、立会・忠左衛門		紙	茂助屋敷の北の善治郎の土地と、茂助屋敷地内で善治郎との境に近い土地とを忠左衛門の立入で交換。
390	文政3	1820	以古手形高刻之事	潮村本人・文之丞(代・留次郎)、同・儀右衛門、立会・忠左衛門		紙	文之丞、儀右衛門兄弟の間での持ち高分割規定
394			地替申書付取替之事			紙	田地取替證文の下書(文中断)

6 土地 2 新切検地等

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
396	文化4	1807	内済取扱(曖)之事	潮村論本人・嘉兵衛、同・嘉左衛門、嘉野右衛門、ほか2人		紙	嘉兵衛・嘉左衛門・嘉野右衛門三者の所有地は境目が明かではなく、争論になったが、扱人により境目を立て、一同承知した。

6 土地 3 出入

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-4	弘化4	1847	差上申済口證文之事	筑摩郡潮村 訴訟方源右衛門、相手方惣右衛門、為左衛門 ほか計164人	松本御役所	紙	河原地の新開地の権利をめぐって、村内百人余が関わる訴訟。近隣の村の仲介によって和解成立。
54-8	嘉永3	1850	分地之覚	熊太郎・作右衛門・由緒中		紙	作右衛門が熊太郎に三か所を分地上納米を規定
54-12	元治元	1864	(包紙: 済口證文壹通 喜兵衛外三人と勝右衛門へ相懸り候墓所境目一件)内済済口證文之事	潮村願人組頭: 喜兵衛外3人 相手: 勝兵衛 立入: 佐勇治 村役人3人		紙	願人らの所有する墓地と、隣接する勝兵衛の土地の境目が争いの的となり、立会人を入れて和解
70	安政4	1857	郡村堺一件済口	潮村・等々力彦兵衛(扣)	御検地御奉行様	縦帳	潮村・塩川原村の川除出入りから、狐島村・明科村などを引き込んで、筑摩郡と安曇郡の郡村境の争論に発展した。その出入りの内済報告 ※No.222参照
127	文化12	1815	乍恐奉願上候口上之覚	潮村願人伴五郎・組合傳左衛門	名主佐勇次・百姓代惣右衛門	紙	伴五郎所有地は出水によって屢々流失し、苦勞して基に戻しているが、潮村方忠左衛門から面積の不足などの難癖をつけられている。御検分を願いたい。
129			地境内済之事	潮村 願人・軍蔵、相手・九兵衛、由緒・源四郎、太郎兵衛、扱人・伝左衛門、久兵衛		紙	村内の軍蔵と九郎兵衛の間の土地争いを内済
184			(表題なし)「前文略」			紙	潮村・潮沢村・明科村・塔の原村、塩川原村・押野村・狐島村の間での郡境出入り(川除普請を巡る出入)の済口(案か) ※嘉永6年(資料No.62) 出入り、または安政4年(資料No.70) 参照

6 土地 3 出入

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
198			内済證文之事	(広右衛門後家まさ)		紙	亡夫が相続すべき祖父母の田地を義弟が押領している。幼子を抱えて難渋しているので解決してほしい(破れにて後半不明)
203	天保2	1831	差上申内済一札之事	七嵐村下作人・亀蔵ほか43名、地主・藤兵衛ほか13名、地主小作両用人10名、同村役人4名、立入大足村藤池村名主2名	松本御役所	紙	七嵐村の下作料相場が組の相場より2俵高いとの訴えがあり、訴訟になった。その出入りの内済。
214			乍恐以書付奉願上候(案文)			紙	潮村(外一ヶ村)から塩川原村(外一ヶ村)への川除普請差し障りの件について(見分の際、塩川原村が案内して、潮村地内に立ち入って調べたことに抗議)
216	天保4	1833	(断簡)土地貸借を金銭で解決した際の済口證文	訴訟方塔原村・甚左衛門ほか4人、相手方板場村・北右衛門ほか6人、立入人大足村名主・栄助	松本御役所	紙	断簡のため、訴訟内容の全貌不明
315	安政3	1856	差上申一札之事	筑摩郡潮村年寄・源右衛門ほか、潮沢村・明科村・塔原村、塩川原村・押野村・狐島村・細萱村の11名	御評定所	紙	潮村と塩川原村ほかでの郡境を巡る出入りは御吟味中であるが、御勘定様が実地検分なさるにつき、我意を申立てないようことの仰せ渡しなので、一同承知し證文を差し出します。
354-27	慶応2	1866	差上申済口證文之事	潮村願人・左団次、相手・新左衛門ほか6人	御取締・橋本伝太ほか1名	紙	地境争論の済口證文
406	文政12	1829	差上申内済證文之事	大足村願人・又左衛門、相手・佐忠治ほか4人	松本御役所	紙	大足村又左衛門が佐忠治を相手に訴えた土地出入については、潮山中村名主善九郎の立入によって、包金で和解することになったので、訴状の下げ渡しを願う。

6 土地 4 地券等

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
81	安政2	1855	田地引替證文之事	替主:潮村喜源次・潮沢村澄左衛門		紙	両者が互いに六俵預けの田地を交換した

7 林野

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-14			覚	松樹林	川手組拾三ヶ村惣代中	紙	金二両の領収覚、御塚納房の印、(詳細不明)
374			乍恐以書付奉願上候	潮村(願主病氣・文之丞弟)善右衛門	御役人中	紙	質物として嘉源太から引き取った山畑の立木を、嘉源太が勝手に伐採してしまった。吟味を願いたい。

8 入会

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-22	安政3	1856	為取替申規定之事	潮村名主:六郎左衛門ほか4名、北山村名主:秀治郎ほか3名		紙	北山村と潮村ほか三か村の土地境界について協議、規定
63	安政6	1859	差上申済口證文之事	潮村訴訟方・為左衛門他5人 相手方・儀右衛門他18人	林宅兵衛様・加藤弥作様	紙	入会地での立木伐採について和解成立、済口證文を提出(扣)
161			(表題なし)			紙	潮村の入会原を巡る出入りについて、経過を述べる
354-4			乍恐奉差上候済口證文之事(扣)	願人潮村山方・卯左衛門ほか7人、同村平方惣代・民右衛門ほか7人、苧原町村・民弥	松本御役所	紙	入会地の草刈りを巡る山方と平方の出入・訴訟は、苧谷原村の民弥が仲介して内済したので訴状を取り下げる
354-11			(表題なし、三項目の箇条書き)「一、三峯之儀ハ…」			紙	三峰(さみね)、笹ノ城(佐々野城)、なつな沢の三か所の入会についての規定書。山方と平方の間での済口規定書(No.354-4)と箇条書き部分が同じ。
354-25			(表題なし・断簡)「三峯之儀」「笹ノ城より道境」			紙	入会地(三峯・笹ノ城・西津原)の下草苧についての申合せ(案文)か
401	宝暦6	1756	御裁許之上證文(写)	安曇郡大日向村庄屋・吉左衛門ほか3名、筑摩郡下生坂村名主・治郎左衛門ほか7名、上生坂村枝郷原名主・八郎左衛門ほか1名	御評定所	紙	大日向村民が下生坂村東山に入会うのを、下生坂村民、上生坂村枝郷原の住民が妨害した件で、御役所の御吟味・御裁許がくだされた。

8 入会

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
443	文化11	1814	文化十一年戊九月(表書三項目)「小名所堀平草場出入書之事 写置・外ニ小名所市瀬山出入・小名所堀平かや草かり取出入内済」宝暦七丑年増米 野山・持山 仰付			横帳	①乍恐以書付奉願上候事(潮村における草場を巡る紛争の解決を求め訴える・文化11年) ②取扱證文之事(潮沢村善左衛門所持の畑、林は潮村幸助より質物にとった場所であるが、潮村の者多数押しかけ草をすべて刈り取ってしまった。この出入についての済口證文・寛政2年) ③内済證文之事(村内与一左衛門と宇左衛門の間の萱草刈の争いの済口證文・寛政十一年) ④御吟味ニ付奉申上候(村内地境についての出入・宝暦七年) ※すべて写し

9 金融

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
299	文久3	1863	文久三年 無尽帳	發記	彦兵衛	縦帳	「壱口壱両式分掛 22人・15口半の掛金、計23両1分」 「無尽手形之事」(彦兵衛が取金、受人をたて掛金23両1分を得る。その際の手形)
421	文久4	1864	文久四年 無尽掛金勘定取立帳			横帳	文久4年(子)から明治6年(西)まで、10ヵ年の記録。毎年4月に掛金取立。
422	文久3	1863	文久三年 無尽ニ付諸事控帳	發記	等々力彦兵衛	横帳	無尽講開催の際の諸事記録
419			①無尽人別寄帳 ②無尽帳			縦帳	①横帳 人別の役割分担記載(親掛・子掛など) ②縦帳 人別掛金額、定書
435	文久3	1863	文久三年亥四月六日 無尽帳	發記	(等々力)彦兵衛	縦帳	人別掛金(17人、計36両)、定書之事など

10 売買

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
88	延宝5	1677	永代売渡申田地之事	潮村庄屋権之丞他2名・請人長三郎	彦兵衛	紙	下々畑式町十九畝(高式升六合)を金子式分にて売渡す
132	享保12	1727	田畑引替申證文之事	潮村本人・源右衛門外11人	忠右衛門	紙	

10 売買

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
180	文化8	1811	内談譲證文事	潮村本人・利兵衛、口入組頭・忠左衛門	同村 佐次右衛門、勝右衛門、佐勇次	紙	屋敷地の内、六尺通りを譲り渡す。代金壱分二朱と酒代貳朱(三人の家への通路か)
212	文化6	1809	田地替證文之事	潮村地替主・太兵衛、同断・勇左衛門、立会・忠左衛門		紙	
354-10	天保3	1832	(二通の文書を一枚にした写し)①取定申連印一札 ②御請書之事	①筑摩郡川手生坂・荷主中 ②倉賀野宿・須賀長太郎	①倉賀野宿・須賀長太郎 ②大丸屋兼之助ほか24名(等々力彦兵衛・生坂屋文右衛門など)	紙	倉賀野宿での刻苧荷物の受け渡し、牛士への駄賃支払いなどの手続きについて、川手生坂の荷主と倉賀野宿問屋との間での協定書のやり取り
354-19	天保2	1831	差上申済口一札之事	潮村訴訟人・重蔵ほか3人、安曇郡白金村相手方・梅太郎ほか3人、重柳村掛り合・林右衛門ほか1人	御役所	紙	種の販売代金をめぐる出入については内済したので、願書を下げ渡していただきたい。
355	明治	—	証	明保野茶蔵	轟様・山崎様	紙	宿料内金5円の領収証

11 貸借

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-2	安政2	1855	(包紙・済口證文)為取替申済口證文之事	訴訟方:庄右衛門、相手方:辰五郎、ほか立入人4名		紙	借金出入りの和解書
79	天保5	1834	(松本御預役所で書写のうえ回覧)「乍恐以書付奉願上候」	筑摩郡明科村 願人類茂		紙	(鑑)訴人類茂から貸金の返済を求める訴えが出されたが、当該間で解決できることなので、訴状を読み来月役所に出頭して対決するように。
84			取究申一札之事	不明	不明	紙	金7両の借入證文(写)、年月・出所等欠
87			覚(金壱両貳分也)	木村金次郎	源次郎	紙	遠くに出立するため借金、帰郷後返済
115	天保9	1838	借用申手形之事	潮村・本人留治郎・請人重蔵	彦兵衛	紙	4両を借用、三年年季で返済、下田5俵分の内2俵を担保に入れ、利息として同所の貸方による手作り
157	天保5	1834	夫喰金借用申證文之事	借主:六郎治・吉弥・重蔵	村役人	紙	夫喰金十両を六郎治5両・吉弥4両・重蔵1両で借用

11 貸借

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
159	天保9	1838	差上申内済一札之事	大足村願人・利左衛門、相手方・与五右衛門、立入人・治作(ほか4人)	成瀬熊之助様・樋口右一様	紙	利左衛門と与五右衛門の間で10両の金銭貸借訴訟の済口證文(4両返済で結着)
209	文化4	1807	借用申一札之事	借主・猶右衛門、受人・幸次郎	潮村・忠右衛門	紙	金2分の借用
234	明治8	1875	明治八年 借用證文扣	安曇郡拾大区四小区 細萱耕地 小口富貴重	吉野村安右衛門・細萱村庄右衛門・上堀金村代右衛門・細萱村丸山亜太郎・松本柴田周之進・松本関口要右衛門・和泉村周兵・飯沼市	横帳	借主:小口富貴重(十)3件、細萱村・治右衛門7件 ※明治3年の記載には「借主・小口治右衛門」とあり、明治6年からは「(小口)富貴重」とあることから、富貴重は治右衛門の子と思われる。
330	文化13	1816	伊勢詣代参手形之事	潮沢村本人・万四郎ほか1名	潮村忠左衛門	紙	伊勢代参金として二分二朱、小弐匁を借用
354-3	天保年間	—	乍恐以書付奉願上候口上之覚(案文)			紙	農地・屋敷の相続、質入れを巡る伯父との争い。農地の返還を求めて提訴(訴状の案文)
354-12	文化11	1814	借用證文事	上生坂村良助親・与七ほか2名	潮村・長三郎	紙	良助借用の10両の内、7両については返済、残り3両は良助が帰村したら返済させます。
354-35	文化10	1813	借用申一札之事	上生坂村金借主・永助ほか4人	潮村・長三郎	紙	金10両を借用、田畑を書入れし、2年、利息1割5分で返済
371	天保5	1834	入置申日延一札之事	安曇郡日岐村借主・勘四郎ほか6人	更級左衛門	紙	五人連名で借用した借入金の返済について、一ヵ年の日延べを願います。
378	文政4	1821	内済申書付之事	願人・吉次郎、相手方・為左衛門、ほか2人		紙	No.377と同一内容 吉次郎と為左衛門の間の土地に関する金銭の紛擾は、立入人によって内済したのでその證文である。
391	天保2	1831	(表題なし・訴状案文)			紙	亡父の預けた金を、義弟が横領して返さないので困窮している。養子を迎えるためにも、義弟を呼び出して吟味をお願いしたい。
405	文政4	1821	内済申書付之事	潮村願人・吉次郎、相手方・為左衛門、ほか扱人2人		紙	吉次郎から為左衛門に貸した金の清算に付き、伝左衛門・忠左衛門が立入人となって内済

11 貸借

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
409	天保12	1841	(冒頭欠損・表題不明 濟口證文)	筑摩郡会吉新田願人・栄吉ほか3人、同郡金井村相手方・亀左衛門ほか18人、大足村立入人・栄助	松本御役所	紙	栄吉が貸した金の返済について、立入人が入って内済が成立した。 ※負債額111両余。金井村への貸付か

12 質物

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
80	天保9	1838	質物に置申田地之事	(本人)潮山中村喜兵衛、受人3名	潮村百姓代彦兵衛・忠蔵	紙	下々田4畝23歩を質入れして7両を借用
106	明和8	1771	質物に置申畑之事	潮村・本人加兵衛、以下村役人四名(請人)	忠左衛門	紙	上畑4畝25分、分粃4斗3升4合7夕9分の土地を、総計16両2分・銀7匁にて質入れ。三年(満2年)で返済
109	明和7	1770	質物に置申田畑の事	潮沢村本人吉左衛門(ほか5人)	潮村忠左衛門	紙	金2両3分、銀17匁2分5厘の借金のかたに、田畑4筆を質入れ。年季3年
121	元文元	1736	質地ニ置申畑之事	潮村本人与兵衛・弟庄右衛門ほか、請人・年寄など計8人連名	潮村 忠右衛門	紙	3年季にて3両3分を借り、上畑3畝10分を質入れ
125	文化11	1814	質物ニ置畑之事	潮村 本人嘉兵衛・請人徳右衛門・忠左衛門	潮沢村 為右衛門	紙	上畑壹畝十五歩を質入れし、金三両三分を借用。三年年季で一割五分の利子
134	元文3	1738	質物ニ置申田之事(扣)	潮村・本人忠右衛門(外4人)	明科村久右衛門	紙	
156	明和6	1769	質物ニ置申畑之事	潮村本人:九郎右衛門(外4名)	同村忠左右衛門(ママ)	紙	畑二畝六歩を質に金壹両三分を借用。三年年季
183	天明6	1786	此度請取申畑質物連中扣之事	潮村本人宗之進ほか村役人4人、地主茂吉ほか11人		紙	宗之進所有の畑地8畝余りを、代金9両余りで十二人の者に質入れ。
193	天明4	1784	質物へ置申古畑之事	明科村本人・弥五右衛門、潮村合地・源三郎 ほか5人	潮村忠左衛門	紙	古畑2町15歩、分粃2升5合を3両2分にて質入れ。三年年季
196			乍恐以書付奉願上候(扣)	潮村願人病氣・文之丞、弟・善右衛門	御役人中	紙	質地として嘉源太から得た畑について、嘉源太が木を勝手に伐採している。御吟味をお願いしたい。

12 質物

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
200			覚(冒頭:「一 塔ノ原■■利不足不勘 定之人別左ニ印」)			紙	村内質屋の負債者名簿か ※質屋の屋号と続いて人名(塔原村 質屋甚左衛門方、同村酒屋藤左衛門 方…)、墨消し人名あり ※末尾「右人 別之御方御勘定被下候ハハ早々仲間 一統申達消名可仕候 此段御承引可 被下候以上」 ※破れ大、扱い注意
204	文政6	1823	質物ニ置申畑之事	潮村本人・嘉兵衛、口 入ほか村役人5名	忠左衛門	紙	上畑1畝10歩、分粃1斗2升、代金5両2 分2朱、三年年季
206	宝暦5	1755	質物ニ置申畑之事	潮村本人・介太郎ほ か5名	升右衛門	紙	上畑1畝20歩、分粃1斗5升を代金2両 1分にて質入れ、年季三年
210	享保8	1723	質物ニ置申田畑之事	本人・新七郎ほか6名	源助	紙	田畑3筆、1反7畝27分、分粃2石4斗5 升、代金2両3分3朱余を三年年季、無 尽掛金にて支払うとの證文
291	天保4	1833	質物置申田地之事	潮沢村本人・善左衛 門ほか3人	潮村百姓代・彦兵衛	紙	8畝4歩・分粃1石2斗2升の上田2筆を 代金20両2分、三年年季にて質入れ
307	安永10	1781	質物ニ置申田畑之事	潮村・本人善五左衛 門ほか4名	同村・忠左衛門	紙	田畑4畝・分粃7升を金10両にて質入 れ、三年年季 質入れ地の見取り図あり
316	享保20	1735	質物ニ置申田之事	潮村本人名主・吉左 衛門ほか5人	忠右衛門	紙	上田一反貳畝四歩、分粃壱石八斗貳 升を、代金貳両、二年年季で借用
318	安政2	1855	質地證文之事	潮村本人・市重郎、受 人・源左衛門	同村・彦兵衛	紙	下畑壱畝、分粃六升を以て、金二両 三分一朱を借用、三年年季 奥書3名。包紙あり「質地證文入 市十 郎願」
319	寛政3	1791	質物置申畑之事	潮村本人・嘉源太ほ か4名	同村・伝左衛門	紙	上畑三畝四歩、分粃貳斗八升貳合を 以て、代金9両銀拾七匁四分八厘を以 て質入れし、三年年季で返済 ※裏書:該当の畑は伝左衛門から忠 左衛門に又貸し
321	慶応2	1866	質地證文之事	潮村本人・文右衛門 (文茗衛門?)、受人・ 彦左衛門	同村・彦兵衛	紙	畑一か所を質入れし、金貳両を借用 (畑面積・年季については記載なし)
322	安永7	1778	質物ニ置申田地之事	潮村本人・市右衛門 ほか5人	忠左衛門	紙	中田五畝廿八分、分粃七斗七升七合 三夕を以て質入れ、代金八両三分九 匁五分四厘を借用、三年年季。

12 質物

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
326	安永5	1776	質物ニ置申田地之事	潮村本人・源八ほか5人	同村・忠左衛門	紙	上田四畝六分、分粃六斗三升を以て質入れし、代金三両二分、十二匁を借用。年季は三年。
327	延享3	1746	質物ニ置申畑之事	潮村本人・茂右衛門ほか5人	同村・忠蔵	紙	畑4筆反別壹反三畝六分、分粃六斗六升を以て質入れし、代金拾一両三分を借用。年季三年
328	慶応3	1867	質地證文之事	潮村本人・左市右衛門、受人・三蔵	同村・彦兵衛	紙	畑一か所、金四両にて借用、包紙あり「質地證文一札」
332	寛政4	1792	質物置申田地之事	潮村本人・宗之進ほか5人	同村・忠左衛門	紙	田地七畝五歩、分粃八斗四合を代金11両にて質入れ。三年年季
333	安政4	1857	質物ニ置田地之事	潮村本人・麻太郎ほか4人	同村・彦兵衛	紙	上田壹畝拾貳分、分粃貳斗一升を代金壹両余にて質入れ。七年年季
334	安永5	1776	質物ニ置申畑之事	潮村本人・源八ほか5人	同村・忠左衛門	紙	畑二筆、四畝廿貳分、分粃貳斗壹升壹合三夕を、代金貳両壹分で質入れ。年季は三年年季
335	延享4	1747	質物ニ仕畑之事	潮村本人・仁右衛門ほか6人	同村・忠蔵	紙	畑二筆、計三畝貳拾六分、分粃五升を、代金壹両貳分にて質入れ。年季三年
336	明和9	1772	質物ニ置申田地之事	潮村本人・新太郎ほか6人	同村・忠左衛門	紙	上田6畝26歩、分粃壹石三升を代金十両にて質入れ。年季は三年
337	弘化2	1845	質物ニ申田地之事	潮村本人・留次郎ほか3人	同村・甚次郎	紙	上田三畝拾六歩、分粃五斗三升貳合四勺を、代金七両にて質入れ。年季五年。
338	文化14	1817	質物ニ置申林之事(写)	潮村本人・勝右衛門ほか6人	潮沢村・仁左衛門	紙	林一か所、米4合4夕を代金26両にて質入れ。三年年季。 (裏書あり)
342	明和5	1768	質物ニ置申田地之事	潮村本人・安五郎ほか5人	同村・忠左衛門	紙	上田四畝拾三歩、分粃六斗六升四合六夕五才を代金三両で質入れ。三年年季。
344	天保9	1838	質物ニ置申田地之事	潮村本人・崑兵衛ほか3人	潮村・彦兵衛、忠蔵	紙	下々田四畝拾三歩、分粃貳斗七合六夕五才を代金七両貳分で質入れ。年季三年。
354-8			請合一札之事(案文)	右人数(ママ)、扱人・忠左衛門		紙	上ノ山古畑、林一か所を質入れ
372	安永2	1773	質物ニ置申田地之事	明科村本人・遂(か?)右衛門ほか6	忠左衛門	紙	田地(反別1反7畝1歩、分粃2石3斗4升4合)を質入れし、代金12両を受け取った。年季は3ヵ年。

12 質物

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
375	安永8	1779	一札之事	潮沢村本人・四郎左衛門ほか5人	潮村・忠左衛門	紙	三十三坪半の土地と交換に1両1分2朱の代金を受け取った。
376	宝永元	1704	質物に置申本屋敷之事	麻績組潮村本人・源四郎ほか7人	同村・源次郎	紙	上畑五畝と屋敷地其の他を質入れし、金三両を受け取った。年季は二年年季。
377			①内済申書付之事(扣) ②無尽手形之事(在判・文化八年)	潮村願人・吉次、相手・為右衛門ほか2人		紙	①吉次と為右衛門の金銭貸借出入は内済が成立した ②金五両二分 ※反故紙に下書したものが。裏面に「無尽手形之事」(文化八年)判読困難
379	天明2	1782	質物ニ置申田地之事	潮村本人・九郎兵衛、同・源左衛門ほか3人	同村・忠左衛門	紙	上田8畝14歩、分粳1石2斗7升を質物に入れ、代金6両を受け取った。年季は三年年季
382	安永7	1778	質物ニ置申畑之事	潮村本人・与七ほか5人	同村・忠左衛門	紙	上畑二畝、分粳一斗八升を質物とし、代金四両一分二朱を受け取った。年季は請け次第の約束
397	文化5	1808	口上之覚	潮村本人・嘉野右衛門、立会・忠左衛門	同村・紋蔵	紙	質物流れになった土地についての申渡し
414	文化12	1815	差上申済口證文之事	潮村願人・伴五郎、相手方・忠左衛門ほか3人	松本御役所	紙	(奥書・扱い人 六郎右衛門) 伴五郎と忠左衛門の水利争い(No.407訴状)について、内済成立を報告

15 交通

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
383	享和元	1801	往来手形(嘉之介所持)	四国伊予久次村・真言宗太門院	諸国御関所 御役人	紙	所持者の嘉之介は、拙寺檀那であり、諸国順廻に出立したので何かあるときはよろしく願います。

16 宿駅

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
426	寛政11	1799	寛政十一年 御伝馬御用金分限帳	上條三重郎		横帳	松本御城下での御用金割付、町ごとに記載。総計八千両を、町方二千百両、在方五千九百両で負担 ※由来は不明

16 宿駅

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
408	天保2	1831	乍恐以書付御訴訟奉申上候 (表書・出訴大炊頭様御懸り、不法出入 下案)	安曇郡池田組三十 一ヶ村惣代・瀧澤村庄 屋・訴訟人・太忠治ほ か1人、	寺社御奉行所	紙	池田組荷主衆が倉賀野に送る予定の 刻菘荷物70箇が、潮村牛宿五右衛門 によって抑留された件につき、吟味・ 解決を願出る。 ※奥書あり、寺社奉行所役人の連名 で、五右衛門に回答を求める

17 助郷

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
77	文化5	1808	(文化五年辰七月日)三宿加人馬一件 内済證文写 潮村組頭:忠左衛門 扣	筑摩郡会田組・麻績 組・川手組・坂北組 四ヶ組惣代(6名連名)	道中御奉行所	縦帳	紀州様御通行に際し、洗馬・本山・塩 尻三宿への加人馬を巡る紛争の内済 紐綴じ
133	文化4	1807	乍恐以書付奉願上候(案文)	潮村願人組頭篠右衛 門	組頭忠右衛門	紙	姫宮様御下向に際して、加人足を私 の組から2人出すことで了解したとこ ろ、急な変更が名主佐次右衛門から 命じられた。同役の篠右衛門から理由 など正して欲しい。
296	天保3	1832	差上申済口證文之事	会田組訴訟方小岩井 村名主・右重郎ほか 23ヶ村、相手方:保福 寺宿・刈谷原宿・会田 宿(計9人)、立入人・3 人	松本御役所	紙	有栖川姫の中山道下向に際して会田 組村々にこれまでなかった人足の供 出が求められたため訴えたところ、人 足の人数と賃金を規定してもらった。 また、三宿の継立に支障がないよう、 宿問屋の状況を見分して判断すること に決まった。
367	文化5	1808	乍恐以書付奉願上候	松平丹波守御預所信 州筑摩郡麻績組・坂 北組・川手組・会田 組、計62ヶ村惣代4人	道中 御奉行所	紙	楽宮様御通輿に際して、洗馬・本山・ 塩尻三宿への加助郷の免除を願う
404	天保3	1832	差上申済口證文之事(扣)	会田組訴訟方小岩井 村名主・右重郎ほか 23人、相手方記名な し		紙	有君下向の折、会田組三宿に三日間 の助郷が仰せ付けられた。常備人馬 が留守になるため一般の村々に助人 足を求めたが増銭で揉め、和解まで に一年余を要した。光村・上生坂村・ 大足村の名主が立入人となり、和解に 至った。

17 助郷

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
433	文化元	1804	御姫宮様御通行加人足割合覚帳	潮村・等々力忠左衛門		横帳	加人足、馬の割当を、組・村に分けて明細記録 ※汚損・破れ甚大
442	宝暦6	1756	御載許書	塩尻宿問屋・吉右衛門ほか33名		縦帳	中山道三宿(塩尻・洗馬・本山宿)への加人馬について、筑摩郡26ヶ村への藩の御裁許状(写し)

18 運輸

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
97	天保2	5	乍恐以書付御訴訟奉申上候(案文)	池田組31ヶ村惣代・瀧沢村庄屋:太忠次、北山村庄屋:覚兵衛	寺社御奉行所	紙	池田組村々から倉賀野宿へ送る刻煙草70駄を、潮村五右衛門が五右衛門の牛宿を経由しないことを不満として強奪。その解決を求める訴訟を起こす。中馬と、付け通し望む荷主との紛争。 ※No.91・97・116・126は潮村牛宿五右衛門を相手にした訴訟関連、一体 ※No.91・97・116
116	天保2	1831	趣意書			紙	訴訟に関し、荷物を差し押さえるような乱暴な行為は許されないので、荷物は荷主に渡し、双方誠意をもって荷物の往来が差し支えなく行われるよう、心がけること ※No.91・97・116・126は潮村牛宿五右衛門を相手にした訴訟関連、一体
126	天保2	1831	差上申済口證文之事(案文)	訴訟人・池田組三拾参ヶ村惣代・瀧沢村庄屋太忠次・北山村同覚兵衛・堀之内村同勝蔵・小泉村茂左衛門、相手潮村百姓五右衛門	御評定所	紙	五右衛門の刻煙草抑留の一件は、土井様の御尊判が下され相手からの返答書もあり、熟儀のうえ和解に達した。 ※No.91・97・116・126は潮村牛宿五右衛門を相手にした訴訟関連、一体
165	文化9	1812	(文化九年)会田川手組蓑一件扣	会田組貳拾七ヶ村惣代・川手組十三ヶ村惣代 計5人	松本御役所	縦帳	参州へ送るべき蓑荷物が、松本の本町問屋たちによって差止められ送れなくなっている。吟味を加え解決してほしい。 ※潮村組頭忠左衛門による扣

18 運輸

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
175	文化9	1812	一紙連印之事(案文)	会田組27ヶ村・川手組13ヶ村		紙	三州へ送る苧荷物が、松本の間屋(生坂屋・穀屋・瀬戸屋)によって抑留されている件。(伊那筋で故障があることを口実) ※文化9年の苧出入りの一環
282	天保3	1832	取定申連印一札(写)	倉賀野宿・須賀長太良、(荷主)大丸屋菊之助ほか24名		紙	刻苧の中馬継立てに関して、倉賀野宿における牛士への駄賃支払の手続きなど荷主との取り決め
354-17			口演(「此度松本町刻荷物南口通行ニ付…」写しか)	東海道吉原宿・大和屋安兵衛、三島宿・苧屋久右衛門	信州筑摩郡川手組荷主衆中	紙	刻苧の江戸送りが、南廻りになることに付き、川手組山方荷主の荷を間違いなく江戸まで送ることを請負う。各宿間の駄賃について明示。 ※松本～上諏訪～鯉沢～吉原～三島～熱海～江戸(刻四駄につき三貫六百八拾四文)
389	天保2	1831	乍恐以返答書奉申上候(扣か)	潮村百姓・五右衛門	御評定所	紙	池田組ほか31ヶ村から潮村牛宿五右衛門を相手に起こされた、刻苧抑留に関する訴訟について、五右衛門からの返答書
393	文化10	1813	内済苧一件之事(扣か)	筑摩郡会田組27ヶ村、川手組13ヶ村右の村々役人、松本倉原七郎左衛門		紙	(本書之儀ハ 塔原村甚左衛門 預り置)と奥書 会田組・川手組から三州へ送られる苧荷物は生坂屋・穀屋・瀬戸屋の3軒から送っていたが、この度差止となった。熟談のうえ、和解となり再開するので證文とする。

19 通信

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
128			書簡(印紙入用用事)		源次郎	紙	金策をお願いしたところ、早速応じてくれたことへの謝礼
202	元文3	1738	覚(冒頭「一 仁科盛信公 御書附式通」)	明科村・関金左衛門	潮村・等々力忠右衛門	紙	「私口入仕…」とあり、仁科盛信公書状について関が売り買いを斡旋したのか
412			(表題なし・書簡)	相馬■代	瀧沢林次	紙	内容不明(区役所・死亡届 などの語句)

20 戸口

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-6	安政3	1856	差出申一札之事	郡村長百姓字左衛門	潮村定次郎ほか2名	紙	「今般当村藤吉送間違に付…」54-9、54-11、54-20と一連(54-9の下書か)下書または扣(無印)、安政3年月欠
54-9	安政3	1856	差出申一札之事(押印)	潮村置主願人:定次郎 組合:友吉 口入 請人:儀右衛門	(松代領郡村)御役人 衆中	紙	54-6と一体か。(人名共通、年月共通、筆跡同一、出所と宛所が逆、判の有無が違ふ) ※「送間違」安政3年10月
54-11	安政3	1856	引取一札之事(包紙:請取一札)	松代領郡村名主:孝右衛門	松本御預所潮沢村御役人衆中	紙	No/54-6、54-9、54-20と一連、2月に郡村の藤吉が潮(沢?)村の定次郎母に入夫。不縁のため離縁して郡村に戻る。その際の潮沢村からの送り状(54-9)の受取。安政3年10月
54-23	安政3	1856	(包紙:村送一札)村送一札之事	松代領郡村名主:孝右衛門	松本御預所潮沢村御役人	紙	No.54-20と対(安政3年2月)、郡村藤吉の潮沢村定次郎母きよとの婚姻に付き、郡村からの送り状
54-25	安政3	1856	離縁村送一札之事	潮沢村名主:伝左衛門	松代御領分郡村名主:孝右衛門	紙	No.54-11と一対、写し。安政3年10月。藤吉については、離縁し郡村に戻る旨願出があったので、村送り条を送ります。
66	元禄15	1702	(元禄十五年)宗門御改五人組連判	組手代関儀左衛門・ 信州筑摩郡麻績組潮 村等々力源治郎代	中村平作殿 他3名	縦帳	写し
69	文政12	1829	(文政十二年)信州筑摩郡大足村浄土宗・曹洞宗・真言宗門人別御改帳	大足村三役人	五奉行	縦帳	曹洞宗(塔の原村雲龍寺・井川村真福寺)、浄土宗(光村宗林寺・取出村浄雲寺)、真言宗(大足村光久寺)の五寺
205			乍恐以書付奉願上候	潮村願人・半左衛門、 兄・忠右衛門		紙	離縁を求める願
354-9			差上申口上一札之事(案文)	美濃国大野郡受地 村・藤吉、倅・藤四郎	潮村御役人	紙	※No.354-28と同一文書 親子三人で善光寺参詣に来たが、帰路潮村で女房が病死した。村の人には難儀をかけるが遺体のことなどよろしくお願ひしたい。
354-28			差上申一札之事(案文)			紙	※No.354-9と同一文書 親子三人で善光寺参詣に来たが、帰路潮村で女房が病死した。遺体の処置についてよろしくお願ひしたい。

21 農業

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
354-22	天保6	1835	乍恐以書付奉申上候(「一、当村田方植付之儀ハ」)	潮村名主・箕之助ほか2名	松本御役所	紙	五月の田植えの時期を、早稲・中稲・晩稲に分けて報告 包紙あり「上」
395	文化6	1809	乍恐以書付奉申上候(扣)	潮村組頭・忠左衛門ほか2人	松本御役所	紙	当村における田植えの進捗状況、残らず植付終了

31 醸造

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
281			乍恐以書付奉願上候(扣)			紙	酒造株貸渡のお触れがありありがたい。酒米50石で営業したいので、株金5両・冥加金は年一分二朱上納します。

32 工業

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
32			「因点竄法得式」			紙	サイズ36.5×13.5、両面に記載 ※和算における点竄法(てんさんほう・算木を使わず筆算によって計算)の要領を記載
144			煉瓦工場用地実測図			絵図・地図	サイズ100×69、潮村々内 破損あり

34 商業

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
3-1			御鑑札袋			袋	3-2~3-4を入れた袋、和紙を貼り重ねて成型
3-2	明治11	1878	第四拾貳号 薬舗営業免許鑑札	長野県	信濃国南第三大区九小区 東川手村四十八番地平民 等々力三十郎	紙	等々力三十郎:住所を「四十五番地」から「四十八番地」に朱書きで訂正 サイズサイズ11.3×7.8
3-3	明治22	1889	警第二百八拾九号(古道具・古着・古銅鉄・古本・刀剣 居商免許鑑札)	長野県	東筑摩郡東川手村四十八番地平民 等々力三十郎	木札	居商(いあきない) サイズ7.7×5.2

34 商業

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
3-4	明治19	1886	第三千五百七十三号 御売 小売商	長野県東筑摩郡役所	東筑摩郡東川手村四十八番地 等々力三郎	木札	荒物・茶・金物・砥石・太物・呉服・洋物・綿糸・陶器・塗物・肴・乾物・油・砂糖・書籍・ランプ・青物・酒・酢・溜・塩・穀・炭・筆・墨・小間物・袋物・紙類 サイズ9.1×7.5

36 水利

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
62	嘉永6	1853	乍恐以書付奉申上候	潮村三役・潮沢村三役	松本御役所	紙	川除普請をめぐって対岸の塩川原・押野村との間で出入り。普請通りの普請を望む。
197	文化3	1806	内済申書付之事(扣)	潮村本人・嘉兵衛、立入・忠左衛門	潮沢村・為右衛門	紙	嘉兵衛が為右衛門に質入れた土地について、堰費の収納が不明確だったので忠左衛門が立ち入って内済した。

36 水利

1

願書

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
354-7	天保2	1831	拝見一札之事(写し)	潮村・五右衛門ほか4名	池田組瀧沢村庄屋・太忠次、同北山村庄屋・覚兵衛	紙	土井大炊頭にあて我が方が提訴された訴訟について、御尊判を頂戴する件で連絡

36 水利

2

堰普請目論見・仕様

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
170			(表題なし・欠損か)「高三百七十二石五斗四升九合 潮村」			紙	村内用水掛樋五か所を書上げ(樋の間数・地名)

36 水利

5

堰普請出入

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-17	嘉永7	1854	規定之事	潮村名主:六郎左衛門・組頭:佐次右衛門	百姓代:彦兵衛	紙	塩川原村との仮欠留普請についての訴えを奉行に申し立てたが、彦兵衛に出府してもらいたい

36 水利 5 堰普請出入

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
82	嘉永5	1852	乍恐以書付奉願上候・難渋出入	潮沢村・潮村三役計9人(潮村名主・佐勇次)	松本御役所	紙	潮村・潮沢村の9人を訴訟人として、塩川原村を相手にした訴訟。塩川原村の犀川川除普請によって対岸の当村が大きな被害を受けているので普請を差し止してほしい。※資料No.62と一対
107	嘉永6	1853	乍恐以書付奉申上候	潮村惣代:名主六郎左衛門・百姓代彦兵衛・年寄善左衛門	松本御役所	紙	潮村は会田川から用水を揚げているが、水量が足りない時は犀川から取水している。これは御役人の許可を得ているが、塩川原村・押野村がこれを妨害し、堰を損壊している。対処して欲しい。
186			乍恐以書付奉申上候	潮村役人惣代年寄・彦兵衛、同嘉野右衛門、潮沢村名主・善左衛門	御奉行所	紙	犀川筋欠留仮普請に関わる、塩川原村との訴訟一件。塩川原村の言い分を否定。
201	嘉永6	1853	乍恐以書付奉願上候(写)	潮村惣代年寄・善左衛門、同・左勇次、ほか潮沢村・田沢村4名	飯原祐左衛門・鈴木幸一郎(奥書にて、松本御役所)	紙	塩川原村・押野村との川除出入につき、幕府に提出した願書の写し。松本役所へ提出
222	安政4	1857	差上申一札之事	訴訟方・彦兵衛ほか潮村・潮沢村・明科村・塔原村、相手塩川原村・佐野右衛門ほか狐島村・等々力村・荻原村・中村・小泉村	御評定所	巻紙	(奥書)御評定所において石谷因幡守の御吟味、御聞済がなされた ※潮村・塩川原村間での郡境、川除普請を巡る出入について、評定所の裁可が下った(No.70参照)
224	嘉永7	1854	乍恐以書付奉願上候(写し)	潮村役人惣代年寄・彦兵衛、嘉野右衛門、潮沢村名・善左衛門	御奉行所	巻紙	塩川原村との、川除普請出入について、相手方の不法行為を連ね、不要の普請であると非難。被害が大きいので、自普請の許可を求める。奥書で御奉行所へ提出した願書の写しであると断り書き。(松本御役所へ) No.62・70・184・222など参照
225	嘉永5	1852	乍恐以書付奉願上候	潮村村役人惣代・年寄伝左衛門、潮沢村惣代・名主善左衛門、同年寄佐左衛門	御奉行所(奥書)松本御役所宛、奉行所への出訴を伝える	巻紙	塩川原村、押野村による不法な水刴普請の停止を求めて出訴
257	嘉永7	1854	乍恐追訴御歎願奉申上候(塩川原村・潮沢村川除普請出入)	潮村年寄・彦兵衛ほか2人	御奉行所	巻紙	No.62・70・184・222など参照、両村間の川除普請に関わる一連の文書

36 水利 5 堰普請出入

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
270			論中欠留議定之事	訴訟方(潮村)		紙	潮村・塩川原村の川除出入に関する文書。(嘉永年間の訴訟か)塩川原村の普請を中止させるべく提起された訴訟について、両村で合意した議定を守ることを求めた。
271	嘉永7	1854	嘉永七年 御勘定御奉行所様へ差上 候追訴扣	潮村役人惣代年寄・ 彦兵衛、同・嘉野右衛 門、潮沢村役人惣代 同断名主・善右衛門	御奉行所	縦帳	塩川原村との川除普請出入について奉行所宛の訴状2通の扣、①「乍恐以追訴御歎願奉申上候」9月10日提訴、塩川原村が藩の決定にも従わず不当・不法な普請を行い潮村に損地が生じている。②「乍恐以書付奉申上候」塩川原村の不法行為を列挙し、やむを得ない潮村の欠留普請を認めてほしい。
290			(前文略)			紙	塩川原村と潮村の川除普請、郡境出入に關しての取決め(今後不可欠の普請を行う場合は双方とも見分を願ひ、互いに支障のないようにする。 ※年欠のため、嘉永6年の両村出入との関係不明
424	嘉永7	1854	塩川原村へ相掛候論中仮普請規定書 留(写)	潮村		横帳	塩川原村他との川除仮普請についての訴訟に關し、2通の文書を書き写したもの ①乍恐以書付奉歎願候(嘉永7年5月、潮・潮沢村から松本御役所。協定を破った塩川原村の不法を訴え、松本藩との交渉を求める)
432	嘉永6	1853	嘉永六丑年八月 川原一件両村割分	潮村百姓代・彦兵衛		横帳	犀川川除普請の際、藩役人見分などに伴う費用を潮・塩川原(潮沢・押野)でそれぞれ負担した帳簿
341	嘉永5	1852	乍恐以書付御訴奉申上候(写)	潮村村役人惣代年 寄・伝左衛門ほか2名	御奉行所	紙	潮・潮沢村は塩川原村を相手取り出訴中であるが、塩川原村の隣村の押野村も塩川原村に加勢し、当村を出訴している。こうした事情をご承知ください。 (奥書)前書の通り御奉行所へ訴えたので、松本御役所へも写しを提出します。

36 水利 5 堰普請出入

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
345	嘉永7	1854	乍恐以書付奉申上候	潮村役人惣代年寄・彦兵衛、同・嘉野右衛門、潮沢村名主・善左衛門	御奉行所	紙	潮村・潮沢村と塩川原村の川除普請の出入について、双方の言い分を聞いて実地検分の上判断を下して欲しい。(奥書…前書の内容を御奉行所に願出たので、写しを御役所に差し上げます。)
346	安政2	1855	差上申御請書之事	訴訟方潮村役人惣代年寄・嘉兵衛ほか2名、相手方塩川原村外四ヶ村惣代庄屋倅・幸太郎ほか2名	御奉行所(奥書にて松本御役所)	紙	潮・塩川原両村の川除出入は御吟味中であるが、仮欠留については双方のやり方を了解し、それでうまくいかないときは御役所の御見分を受け、御指図に従って手当する。
366	安政2	1855	差上申御請書之事	潮村惣代年寄・嘉兵衛、潮沢村役人惣代名主・善左衛門、塩川原村外四ヶ村惣代塩川原村庄屋倅・幸太郎ほか3人	御奉行所	紙	塩川原村外と潮村外との川除欠留普請を巡る出入に関して、両者の間で結ばれた協定の内容を確認する書面。
407	文化12	1815	乍恐以書付奉願上口上之覚	潮村願人・伴五郎	名主・佐勇次、百姓代・惣右衛門	紙	伴五郎所有地が水入りで流されたとき、自普請をおこなったが、相地の忠右衛門に水掛け口を切り落とされ難渋している。吟味をお願いしたい No.414で済口
436			乍恐以書付奉申上候	潮村訴人惣代年寄・嘉兵衛、潮沢村訴人惣代名主・善左衛門ほか1人	御奉行所	縦帳	塩川原村を相手に潮村・潮沢村が欠留普請の中止を訴えた訴状。塩川原村の普請によって甚大な被害を受けていることを訴える。(写し)

36 水利 6 堰掛り等

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
354-23	文化4	1807	内済取扱(曖)之事	潮村本人・嘉野右衛門ほか2人、明科村曖人・七野右衛門ほか5人		紙	車屋堰の取水部の堰が切潰したため、私共が修繕し、これまで通り取水することで納得したので證文を作成した。

37 土建

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
----	-----	----	-----	----	----	----	----

37 土建

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
74	天保12	1841	信濃国筑摩郡潮村地内御普請所・自普請所仕来書上帳(天保十二年)	潮村三役	松本御役所	縦帳	役所からのお尋ねに対する回答。村内の川、堰、樋などの施設について書上げ、普請の経過と方法を記す。 紐綴じ
145	万延元	1860	信州筑摩郡潮村急破御手当普請箇所附帳	筑摩郡潮村三役	松本御役所	縦帳	村内会田川通り、犀川通りは御普請所であるが、本年五月の稀なる大雨で満水となった。急ぎ御普請を願いたいので、普請箇所を書上げ、絵図を添えて提出します。 ※汚損
428			(表題なし)			横帳	甲～丁まで4組に組分け、各組壱番から六番まで合計24人を並べる。「坂道際から順に西へ」とあり、普請などの際の縄張りか。後半には出欠記録らしき記載

38 治安

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
19			騒動覚			紙	巻紙、大町から一日市場までの村・宿場ごとに人名を書留、(赤藁騒動での襲撃対象となった豪農・豪商の名前か)
54-15	安政2	1855	差上申済口證文之事	願人: 忠左衛門、相手: 佐左衛門 ほか計21人	松本御役所	紙	喧嘩騒動で負ったケガについての賠償訴訟が和解した旨届出(写し) ※本文、No.54-18
54-18	安政2	1855	差上申済口證文之事	願人: 忠左衛門、相手: 佐左衛門 ほか計21人	松本御役所	紙	喧嘩騒動で負ったケガについての賠償訴訟が和解した旨届出(押印・本文) No.54-15は写し(同文)
137	天保10	1839	差上申済口證文之事(案文)		松本御役所	紙	村内で道に伏していた五右衛門の女房みねを巡って、発見者との間に対立が生まれたが解決したので済口證文を差上げます
191			乍恐以書付奉願上候(下書)	潮村願人・半左エ門	名主・佐次右衛門殿、御役人	紙	昨夜善右衛門が私家に立ち聞き、石打などをしたので追いかけたが逃げられた。このものは前々からこうした悪戯や不法を働いているので取り締まって欲しい。 ※添削・推敲あり、下書

38 治安

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
195	文政3	1820	内済一札之事(扣か)	潮村勇左衛門・佐平次ほか4名	同村 岡村善次郎	紙	勇左衛門の倅の佐平次が善次郎の弟を打擲した件についての詫びと、許容してくれたことへの感謝
280	天保7	1836	乍恐以書付奉願上候			紙	不作のため米が払底しているが、通船で夜に米を新町方面に送っているとの風聞があり、見つけて差し止めたところ、舟場村で忠兵衛というものが脇差を抜いて乱暴したので搦めとって役場へ連行した。
354-5	文政12	1829	乍恐以書付奉願上口上覚(案文)	潮村願人・彦兵衛		紙	重蔵宅から古着が紛失した件につき、状況を説明。徹底した吟味を求める。No.188の下書
354-21	文政12	1829	乍恐以書付奉願上候(写)	潮村願人・彦兵衛、願人倅・源次郎	名主・箕之助、組頭・太郎左衛門	紙	村内重蔵の家から古着が紛失した件で、源次郎が疑いをかけられたことに對し、吟味を求める。
354-29	天保2	1831	拝見一札之事(写し)	筑摩郡潮村当人・五右衛門ほか4名	安曇郡池田組瀧澤村庄屋・太忠次、北山村・覚兵衛	紙	貴村から当村五右衛門を相手取って起こされた訴訟について、御尊半を村役人ら一同で拝見した。当方からも返答書を差し出す。(訴訟の内容不明)
354-37			乍恐以書付奉願口上之覚(訴状の案文)			紙	重蔵宅から古着が紛失した件につき、徹底した吟味を求める。No.188と同一内容
364	弘化4	1847	御侘申一札之事	潮村本人・岩右衛門ほか4人	当村判頭惣代・惣右衛門ほか6人	紙	岩右衛門が酔って名主の佐勇次に悪口した件で、お詫びし内済した。

40 宗教

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
40			(表題なし)「今有元太末細丸木…此積三等分截之 問丸木積三分積兩截口三分の長各幾何」			紙	サイズ28.5×13.5、1枚両面に記載、和算問題演習(元と末で太さの異なる丸木を体積が等分になるように三分割するには)
54-24			内済取噺(扱)之事	噺人:長広院、同断仁熊:六分右衛門		紙	雲龍寺後住については立入人に一任してもらいたい
89			乍恐以書付奉願上候			紙	塔原村雲龍寺住職の件について、私共が願い出たところ…以下欠落

40 宗教

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
90			(書簡)人別調について心配	雲龍寺	潮村御家人様・山中村御家人様・潮沢村義兵衛様	紙	
163			差出申一札之事(写し)	井苅村真福寺・丑三印	雲龍寺御老納	紙	雲龍寺後住の交替の一件についての約定書 ※No.70、No.223参照
164	文政5	1822	取究一札之事	潮村産子惣代・新之丞(ほか5人)	同村神主・潮但馬正	紙	天田山神宮について先例の通り、社内伐木については村役人・産子に任せる。過日天田耕地の者が伐木したことは違法である。耕地の者は神主の指図を受けること。
171	安政7	1860	一札之事	潮村喜兵衛・嘉野右衛門	同村永往方 御上	紙	雲龍寺住職の義について ※No.163 No.223と関係か
189	文化10	1813	和談一札之事	塔の原村雲龍寺十七世春農・明科村旦中村々立入龍門寺(龍門寺所用之節は右立入代相勤候・六右衛門)		紙	「御住職交替之儀ハ是迄之通り寺檀和合之事」ほか2項目
223	万延元	1860	差上申済口證文之事	雲龍寺檀中各村々(荻原・塩川原・押野・田沢・小立野・会吉新田)、雲龍寺大雲、相手方真福寺貫三 ほか	寺社御奉行所	巻紙	雲龍寺住職、大雲交代につき吟味願ったところ真福寺貫蔵が、大雲の借入金を引き受け、訴訟費用を差し出すことを条件に後住となることで内済した。(奥書あり) ※参照 No.54-24、No.163
229	安政2	1855	(安政二年)宮入用金銀出入帳	組頭・彦兵衛方		横帳	紐綴じ
236	文久3	1863	文久三・癸亥五月十六日 観音塔入用覚帳	潮村講中		横帳	
427	慶応3	1867	慶応三年 身延人別代参帳			横帳	人名・代参料を記載
306	嘉永5	1852	覚(請取證)	善光寺大勸進内・宮原官兵衛	川手組御役所	紙	仁王門奉納金として金三分納付 ※破れあり
343	文政2	1819	(表題なし)「右の法名免許之者也」	雲龍寺	潮村・忠左衛門	紙	家族6人の法名免許
354-18	万延元	1860	差出申一札之事(写)	井苅村真福寺・丑三	塔原村雲龍寺檀中之内・訴訟方衆中	紙	雲龍寺後住の一件に付き、自身の住職就任を主張

40 宗教

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
354-20			趣意「一、雲龍寺住職交代之儀ハ…」 (写)	訴答連名		紙	雲龍寺後住の件については済口証文に従って、来年の十月に大雲が隠居し丑三に交代する。大雲の借入金150両は丑三が支払う。
373			乍恐奉願上口上書覚	江戸芝増上寺一位さま別当仏心院弟子(当時、伊勢町浄林寺)宜成	御領所御役人	紙	南和田村真光寺の後住幹旋に付き、同村の継右衛門からの金三両借用したいという申し入れを受けて金を貸したが、返金を求めても応じないので吟味をお願いしたい。
402	文政11	1828	乍恐以書付奉願上候	塔原村雲龍寺檀中、同村他38ヶ村	寺社御奉行所	紙	雲龍寺住職大病につき、後住選定に関わる紛争。現住から隠居願いが出され、後継に隣村の吸海を推薦したが檀家から異論が出た。1059人中892人が同意したので決定した旨、報告
418			(書簡)	大善院納所	御役人衆	紙	護摩塔再建の寄附依頼

41 凶災

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
98	天保8	1837	乍恐以書付御届奉申上候	潮村百姓萬左衛門彦兵衛・惣十・箕之助	松本御役所	紙	出火届 五月九日夜萬左衛門居宅より出火、居宅・はごや(葉小屋)・書院、計3軒焼失、けが人なし ※本文控え、No.104が案文か、同一内容
104	天保8	1837	乍恐以書付御願奉申上候	百姓萬左衛門・潮村彦兵衛・惣十・箕之助		紙	出火届 五月九日夜萬左衛門居宅より出火、居宅・はごや(葉小屋)・書院、計3軒焼失、けが人なし ※案文、No.98が本文、同一内容

42 救恤

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
226	安政2	1855	(安政二年)御困穀粃貸渡帳	潮村役元		横帳	紐綴じ

43 身分

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
----	-----	----	-----	----	----	----	----

43 身分

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
61	天保10	1839	差上申済口證文之事(写)		松本御役所	紙	村内の五右衛門が破右衛門(?)を相手に起こした訴えの件は内済した旨を報告、五右衛門が娘みやを引き取ることで両者得心
101	嘉永2	1849	奉公人状	大足村置主房治郎・本人為左衛門・請人2人	潮村彦兵衛	紙	大足村から潮村へ一年間の年季奉公、金4両
105			奉公人請状之事	本人竹治郎、請人奥右衛門	忠右衛門	紙	奥右衛門倅・竹治郎を忠右衛門に一年間年季奉公に出し、請金一両一分と、夏冬の衣装代600文を受け取った
120	天保15	1844	奉公人手形之事	潮村天田 本人瀧右衛門・受人新左衛門	彦兵衛	紙	一年間の年季奉公、金四両受取
158	安政3	1856	奉公人請状之事	潮村本人・久右衛門、請人・兼蔵	同村・喜兵衛	紙	一年の内半季奉公、給金2両
179	享和3	1803	奉公人請状之事	潮村本人・米松、置主:与五右衛門	同村・忠右衛門	紙	与五右衛門の倅米松を奉公に出す。年季は一年で半期の奉公、切米・一両十二文・一重ものの衣
190	嘉永7	1854	(包紙「一札」・大足村)①年季證文一札之事 ②岸松給金定之覚	筑摩郡大足村 置主: 亀右衛門 受人: 勝右衛門 口入人: 左蔵	潮村彦兵衛	紙	①十カ年々季として、二十四両二分を受け取る ②岸松の年齢ごとの給金を計算(毎年増給)
208	天保11	1840	奉公人手形之事	潮沢村本人・辰治郎、明科村受人・与兵衛	潮村・彦兵衛	紙	一年年季、2両2分2朱の代金
298	文化6	1809	奉公金利之事	上生野村本人・佐市、置主・八百吉、請人・幸四郎	潮村・忠左衛門	紙	一カ年の年季奉公、三分二朱受取
354-6	文政7	1824	奉公人手形之事	筑摩郡西条村本人・兼松、請人・八蔵	潮村・彦兵衛	紙	兼松が彦兵衛のもので、一カ年の年季奉公。切米金2両2分2朱
354-16	文政5	1822	奉公人手形之事	潮沢村本人・作太郎、置主・六右衛門、請人・源十	潮村・彦兵衛	紙	一年の年季奉公、一両三分
354-30	文化6	1809	奉公人手形之事	上生野村本人・佐市、置主・八百吉ほか1人	潮村・忠左衛門	紙	八百吉の弟佐市を一カ年の年季奉公に出す
354-36	文化11	1814	乍恐御注進申上候(書式ひな形)	筑摩郡潮村欠落人 兄・たれ、親類・たれ、五人組たれ	名主・たれ、ほか2人の添書きにより松本御役所	紙	弟の惣助が行方知れずになったので届けます。(実際の届出の下書)

43 身分

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
365	安永7	1778	奉公人請状之事	本人・つま、置主・半右衛門ほか1人	潮村・忠左衛門	紙	上生坂村、半右衛門の娘つまを潮村忠左衛門方に一年の年季奉公に出す。切米金壹両、夏の単物、冬は600文を受け取った。
400	天保5	1834	乍恐以書付奉願上候	潮村仲人・治右衛門、潮沢村・亀之介	潮村名主・箕之介、組頭・太良左衛門、百姓代・彦兵衛	紙	村内万五郎の娘が欠落したことを届出たところ、早速行方がわかった。ついては私共両名から両者に話し、縁組させたいので、願書を下げ渡していただきたい。 (御役所宛、三役の奥書あり)

43 身分

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-20	安政3	1856	引取一札之事(下書)	松本御預所潮沢村	松代御領分郡村御役人衆中	紙	No.54-6、54-9、54-11と一連。安政3年2月。藤吉入籍について、松代領郡村からの送り状に対する受取(下書)

44 家

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-7	文久3	1863	差上申済口證文之事	筑摩郡赤怒村願人：惣次郎、潮村相手彦兵衛	御取締御役人	紙	養子との不仲(不熟)についての訴訟を和解、
55	文化2	1805	内済證文之事	潮村訴方：広右衛門後家まさ・相手方：吉次郎ほか7人	松本御役所	紙	祖父母死去による土地相続に関して、分家と本家で争い。祖父の遺言とおりの相続を求めて弟の妻が提訴。和解が成立して内済證文提出となる。
59	寛政8	1796	(包紙：潮村にて御苗源次郎様原方木村金次郎)書簡	荻谷		巻紙	巻紙の内容：身代限りとなった惣平の家から、源義経の粟借用の書状が出てきた。公儀もこれを認め惣平に三百石を与えた。 (作り話の戯言か・包紙との関係不明)

44 家

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
73			懐中記			横半	神武以来の年代記、大化・白雉以降、各元号の始まりの年の干支と終年を記す。 ※最後は「延応」(鎌倉中期)まで、以降は散逸か、綴じ紐切れ
114	文化6	1809	内済取扱之事	当人:まさ・吉次郎 扱 人:周蔵・善次郎		紙	吉次郎の別家に際しての和解證文(噯=扱う) ※No.92と同一文、写しか
172	嘉永6	1853	書置之事	三澤惣重		紙	近年持病差し起こるため、所々に願掛けをしたく、今回家出をするので詮議しないで欲しい
278	文化元	1804	一札之事(扣)	本人・善左衛門、扱 人・忠右衛門	嘉兵衛、善五左衛門、 嘉左衛門	紙	善左衛門の縁談(養子縁組?)について、本人が納得していないのに、仲人が勝手に契約の酒入れをおこなったことの不当を理解していただき忝い。
308	文化7	1810	聶養子一札之事	潮村親・治右衛門、伯 父忠左衛門、仲人・嘉 兵衛	同村・勝右衛門	紙	勝右衛門の息子政治郎を聶にとるにあたっての誓約(名跡・財産など)
347			(栄富斎元久書状・写し)	栄富斎元久	等々力次右衛門	紙	大坂冬の陣の際、元久が次右衛門に息子の世話を依頼した書状 安曇野市文書館「等々力家文書」L3 (慶長19年11月16日、市文化財)の写し
348	天正8	1580	(状)越後不動山衆の番替、馬市を大町・真々部から穂高へ移動すること(写)	仁科盛信	等々力次右衛門	紙	安曇野市文書館「等々力家文書」L2 (天正8年8月1日か、市文化財)の写し (同様の写しは同家文書Fa04・Iva335として2点所蔵)
354-34	文化2	1805	乍恐以書付奉願上候(写)	潮村願方広右衛門後 家・まさ、相手方・吉次 郎、ほか6人		紙	祖父夫婦の死後、広右衛門・まさの夫婦に隠居免が分与されたが、広右衛門が死んで、まさの隠居免が取り上げられたものか、弟吉次郎を相手取り訴訟。この度内済したので訴状の下げ渡しを願う
368			乍恐以書付奉願上候口上之覚(案文)			紙	祖父の遺言で父と伯父が分割して相続したが、伯父が土地を質入れしてしまった。伯父に預けた屋敷、田畑の返還をお願いしたい。(訴状雛形)

44 家

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
369	明治2	1869	養子證文之事	潮村・五右衛門ほか1人	同村・彦蔵	紙	婿養子に迎える件、包紙入り
381	文化2	1805	乍恐以書付奉願上候	潮村願方広右衛門後家・まさ、相手方・吉次郎、御吟味召出候・篠右衛門ほか5人	松本御役所	紙	広右衛門後家まさ、弟吉次郎を相手取っておこした訴訟について、内済が成立したので願書の下げ渡しを願いたい。
385	安政6	1859	隠書之事	潮村本人・茂助、請人中村・佐市右衛門、女房せつえ		紙	隠居免を定める事
413			無題(婚姻の際の親族紹介か)	胡桃沢與兵衛ほか16名連記(伯父・舅・妻など)		紙	婚姻に際しての親族書上げか。

44 家 相続

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
92	文化6	1809	内済取扱之事	当人:まさ・吉次郎、扱人:周蔵・善次郎		紙	吉次郎の別家に際しての和解證文(曖=扱う) ※裏面に「田地替證文事」書付(案文か) ※No.114と同一文書(参照)

46 習俗

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
54-26	安政2	1855	差出申一札之事	潮村本人茂右衛門・組合惣右衛門	御役人	紙	大酒のみで厄介をかけてきたので三年間断酒するむね約束
192	文化5	1808	口上之覚(一札之事) 扣	潮村当人・佐久治、親・勝右衛門、ほか親類惣代・扱い人3人	勝五郎	紙	勝五郎の店にて、当主の留守をねらい佐久治が内儀のおとみと不義を働いた。そのことへの詫び状
213	文化5	1808	口上之覚	潮村当人・佐久治、親・傳右衛門ほか3名	勝五郎	紙	勝五郎の店にて、当主の留守をねらい佐久治が内儀のおとみと不義を働いた。そのことへの詫び状 ※No.192と同文(No.192が案文か)

46 習俗

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
340	文政3	1820	乍恐以書付奉願上候口上之覚(写2部)	潮村百姓願人惣代・忠左衛門ほか6人	名主・佐勇次ほか村役人3人、松本御預役所	紙	博奕について御召状が出た者どもが出奔してしまった。皆極貧で家族がおり、年末が迫る中で困っている。今後、博奕については五人組によって厳しく取り締まるので、御聞き済まし願いたい。(本文部分のみの写し1通) 村役人の奥書あり ※願上書は村役を経て松本

47 学芸

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
12			算法覚書			横帳	代数の基礎的事項を筆録
13			算法書留			横帳	幾何の基本事項を筆録(No.12と対か)
18			(表題なし・書の手本、手習いか)「官位之儀御尋…」	(竹遠堂門人)等々力 蔦之介		短冊	朝廷の官位、有職故実、書家(三蹟・三筆)などについて論ず
20			数原の略			横半	大数、小数の名から始まり、度量衡の単位、演算などの解説
21			(表題なし)「和漢算法序」より			横半	①「和漢算法」(元禄甲戌年)の序(2編)・自叙・総目録、 ②「古今算法記」(寛文庚戌年)の序・目録跋、 ③「増補改算記」(年不詳)の要論 以上を筆写、汚損あり
22			(表紙欠損か)算法天元録 抄書			横半	「算法天元録」(西脇利忠著・元禄10年)を筆写 天元術:算木を用いた高等和算
23			(表紙欠落・書出し)「今有初中後三段之地替上田五反…」			横半	和算の演習問題集
24			(表題なし・書出し)「四方平重積物問数」…	(等々力) 蔦之介		紙	サイズ24.8×9.5の紙を折りたたむ、多面体・錐の体積の求め方をメモしたものか。 「四方平重積物」「三方平重積物」「六方平重積物」「三方立錐重物積」「四方立錐重積物」「六方立錐重積」の項目在り、

47 学芸

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
25			算術要字義略			紙	手書きで和算の算術用語を説明(除・乗・帰・因など) 「越中富山神通川船橋之図」の裏面
26			「真玉闕積之法」・「平円積を平方に直す法」			紙	サイズ35×13.5、裏表 和算の要点メモ、両面に筆写
27			立積之法・球闕積之法			紙	サイズ35.7×13.6、両面に筆写、図入り ※闕積:和算用語(関孝和)、球体の弧積と同義
28			(表題なし)「立法高斜之尺寸上」「立法高斜之尺寸下」「小斜・中斜・大斜・積」「四斜・二斜・外円法」			紙	サイズ35×27、横二つ折りにして両面に筆写 ※三角形の斜辺の長さ一覧
29			年賦利息等分取立算			紙	サイズ35.7×27.8、二つ折りにして両面に記載 元金と利息を年賦で等分に回収する際の計算方法
30			「平圓闕積之法」・「玉闕積之法」・「玉中截積之法」・「玉中偏截積之法」			紙	サイズ35.5×13.5、裏表に記載 和算計算法便覧
31			「円内容四不等六斜法」・「堂形四不等積法」			紙	サイズ35.5×27.6、横二つ折り、両面に記載 ※和算計算法
33			(表題なし)「今有角形距面而容累斜…」			紙	サイズ35×13.9、和算の計算法を両面に記載
34			(表題なし)「今如図円径一尺之丸木五分板にして其■に曳者合尺如何程」			紙	サイズ35.5×27.8、二つ折りにして両面に記載、和算計算法問題
35			(表題なし)「如図鉤(鉤)段積あり、三積等分にして各如何と問う」			紙	サイズ38.4×30を二つ折り、両面に記載 和算問題(直角三角形の面積を三等分にする計算)
36			(表題なし)「円径一尺、円周三尺一寸四一九…」			紙	サイズ35.2×13.6、2枚両面(4面)に記載 円周率を用いて円の11角弧～21角箇の円弧の長さを求める計算式
37			(表題なし)「円径若干弧背若干間中貫積幾干…」			紙	サイズ35×13.6、円周の計算解説
38			算題・算頭(自問自答一止)			紙	サイズ36×14、横二つ折りにして両面記載、和算の問題、三角の土地の等分方法

47 学芸

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
39			(表題なし)「如図橢形之地有之…」			紙	サイズ35.6×28、横二つ折り両面記載 ※立方体の土地の均等分割を問う問題(2問)
41			(表題なし)「今有如図直方隔之斜内容等図三箇大斜中斜之差一寸…問等円径幾何」			紙	サイズ35×13.9、横二つ折り、両面に記載
42			「円径若干弦若干問弧幾干」・「円径若干矢若干問幾干」			紙	サイズ60×13、表面のみ 天元法の解説か
43			(表題なし)「円径若干弧若干問矢幾干」・「円径若干弧若干問闕積幾干」			紙	サイズ34×14、両面に記載、和算算法の解説
44			「長見之術」			紙	サイズ35.3×13.8、1枚両面に記載(裏面は下図か) 三角測量の方法
45			(表題なし)和算問題演習(二題)			紙	サイズ37×28、横二つ折りにして両面に記載 畑の地替により分粉を倭約する術を問う
46			(表題なし)「問曰 如図にて平重積物数幾何という」			紙	サイズ16.2×15.3、1枚両面に記載 裏面は三角形・長方形・台形の面積の求め方を説明
47			(表題なし)「縦横和若干直横若干各幾干」			紙	サイズ38×14、横二つ折り両面に記載 和算演習
48			「今有角形距面而容累斜但角中径若干級数之法」・「角形件々角中径若干得每角面及距面累斜開方式法」			紙	サイズ35×28、1枚両面に記載 和算算法、末尾に「右者■(交?)商之式也 以上開方式無際限者也」
49			(算法解説)「今上米五斗中米三斗…」			紙	サイズ36×13.5、1枚両面
50			(米価早見表)			その他	下の紙に二重円を描き、内側に米の嵩、外側に値段を記す。円の中心に回転盤を置き米の嵩に合わせて値段を読む
52			(表題なし)「弧背密法は弦巾を因法とし…」			紙	35×26.7、両面に記載、算法の説明か
53			「弧背密之法術式の得失は…」			紙	二つ折り、算法のメモ 虫食い、取扱注意

47 学芸

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
56			濃茶手続覚・薄茶手続覚・茶道百首歌(写本)	抛筌齋千利休		和綴じ	千利休の手本を书写したものか。末尾に千利休の系図、茶室のスケッチ
57			「横文字附十體い(ろは)・貞草両点千字文 全」	東京書林 保永堂(梓)		和綴じ	サイズ16.8×11.5
71	万延元	1860	都往来(万延元年)	等々力房太郎		縦冊	往来物
260			(表紙欠)歌帳	十四才 等々力彦蔵		短冊	短冊形、屏風折
265	天保10	1839	女用文小倉錦(全)	西村与八・英大助・須原屋茂兵衛		和綴じ	サイズ18×12.5 往来物
434			名頭字(等々力氏)	等々力房太郎		縦帳	手習い見本か。
438	天保10	1839	和漢算法(卷之一・ニ・三抄書)	等々力蔦之介(写之)		和綴じ	和算教本
439	天保10	1839	正矩算術図会(全)	等々力蔦之介(誌之)		和綴じ	開平法説明書

48 医術

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
11			捷徑医筌(卷の三・方極)			和綴じ	サイズ19.5×13.5、東洋医学の医学書

51 地誌

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
399	宝永5	1708	日本回国六十六部縁起	小林喜右衛門		紙	日本66国双六、縁起

52 絵図

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
178			(表題なし)耕地見取り図			縦帳	田畑一筆ごとの見取り図、字・面積・隣地表示、用紙8枚紐綴じ
219			(土地図面)			紙	土地27筆について、面積・概観を示す
323			(表題なし)「犀川両岸(塔原村・押野村～潮沢村・塩川原村)			絵図・地図	嘉永～安政年間の潮村・塩川原村出入(川除仮普請)に関する絵図か

53 その他

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
354-13	天保2	1831	書付之事	潮村・長三郎	小泉村・宗吉	紙	右一件については私が引き受け、解決を図ります。(内容不明)
354-33	天保2	1831	一札之事	池田組瀧澤村庄屋・ 太忠次、北山村庄屋・ 覚兵衛	潮村御役人中	紙	詳細不明、「目安」を拝見したところ、願書の文面中に確かに7箇所の手書きがありました。
384	天保6	1835	(表題なし、前半部欠落、訴訟内済か)	筑摩郡執田光村訴訟 方・甚五左衛門ほか3 人、井刈村相手方・平 次郎ほか3人、ほか立 入人2人	松本御役所	紙	訴訟内容不明
415	文化11	1814	文化十一歳三月 古来有申候書付入 袋	潮村忠左衛門		封筒	袋のみ、内容物なし
416			官許 ■雪(紫か)	尾州名古屋中市場町 多田儀兵衛		袋	袋のみ、内容物なし
417	天保12	1841	天保十二丑年 申渡書	筑摩郡川手組大足村 名主・栄助		封筒	袋のみ、内容物なし

53 その他

uke

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
181			請取一札之事	明科村九右衛門	御役人	紙	(上様からの書付請取を報告?)

102 政治

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
118			(表題なし)南第三大区九小区東川手 村			罫紙	※趣旨・内容不明、罫紙2枚、紐綴じ 人名28名、「古着・小間物・質屋・紙 屑」などの書き込み、赤字で番号

102 政治

4

選挙

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
135	明治10	1877	(表題なし)小区選挙人当選通知	南台大区九小区東川 手村伍長:石井九郎 平(外伍長4名連印)	東川手村小区選挙 人:等々力彦平	罫紙	投票により小区選挙人の選にあたり、 大区選挙の事項を担当する。貴殿の 選定について異議なきことを答弁す る。

102	政治	5	財政				
番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
5	欠	—	川原登記土地	東川手村等々力三十郎		罫紙	罫紙1枚、「登録税74銭」の鉛筆書き込みあり
68	明治21	1888	(明治二十一年調査)所有地券記録	(中川手村第263番地)瀧澤栄一		罫紙	「耕宅部」「山林原野部」の別に、中川手村番地・土地種類・面積・地価を記録 罫紙12枚、紐綴じ
86			(表題なし・寄附者名簿)			罫紙	罫紙3枚、紐綴じ、寄附者の氏名・金額を記載
140	明治22	1889	明治廿二年度飲食店賦課等級表			罫紙	一等2人、二等5人、三等2人(村内の飲食店9軒への営業税か) ※「東川手村用箋」使用
141	明治22	1889	明治廿に年度卸売以下賦課等級表			罫紙	一等1人、二等2人、三等1人、四等5人、五等3人、六等8人、七等6人、八等6人、九等10人、十等7人(村内の卸売・小売り49軒への営業税か) ※「東川手村用箋」使用
143	明治22	1889	耕地惣代・用水掛 諸費之扣	東川手村等々力彦平		横半	堰費支出記録
149	明治36	1903	(表題なし)「犀川沿岸字上川原へ治水工事施行の義…」	東川手村役場	潮区民惣代:等々力三十郎	罫紙	犀川治水工事実施を願い、寄付金五百五十円と共に願い出たが、該工事は施工できないので、寄附金は返済するので受け取るように。 ※請願書(明治35年8月14日)はNo.167
151	明治22	1889	東川手村歳入予算議按			罫紙	予算書項目のみ、第7款村税については賦課基準書出し
152	明治22	1889	東川手村歳出予算議按			罫紙	第一款役場費～第六款予備費まで、各項・目ごとに予算額記載
153	明治22	1889	明治廿貳年度村税追加支出予算議按・同村税追加収入予算議按			罫紙	土木費(土木委員調査費?)9円60銭を追加支出。よって同額を戸数(494戸)割で徴収する追加収入。
166	明治10	1877	県税八品取締規則	長野県(権令・檜崎寛直)		罫紙	八品商(質営業・染物営業・古着商・古道具商・古本紙屑売買・洋物商・古鋳物證・小間物商)、古物商営業規則、計21か条
168	明治9	1876	(明治九年)地券等級扣	東川手村 等々力彦平		横半	土地費目(田・畑・宅地)ごとに段別の等級(田・畑、1～10級・宅地、1～7級)ごとの地価を書き記す

102 政治

5

財政

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
185	明治12	1879	動産勸査委任状	東川手村 等々力治 平 ほか3名	伍長 等々力彦平	罫紙	小学校運営資金に関わって、組内の動産について監査(勸査)を委任します。
187			①「金拾兩割人数二拾老人」 ②「反畝之覚」(2本)			紙	①上九人・中七人・下五人に割る額(村入用の戸数割か) ②田・畑の場所(字)・田品・面積・分収を記載
221	明治23	1890	村税・区費等領収証(7枚)	東川手村役場	神明宮	紙	(7枚内訳)①地方税前期(28銭8厘) ②地方税追加(12銭2厘) ③村税第一期(8銭9厘) ④潮区費一期(28銭4厘) ⑤村税二期(8銭9厘) ⑥潮区費第二期(14銭2厘) ⑦第一期畑税(1円57銭2厘)
237	明治23	1890	廿二年度諸入費差引帳	東川手村氏子惣代 等々力彦平		横帳	
238	明治19	1886	明治十九年 神明宮所有地下作金出入帳	氏子惣代		横帳	社有地小作金出納
239	明治21	1888	明治二十一年 神明宮下作并に入費勘定帳(扣)	東川手村氏子惣代 等々力彦平		横帳	
244	明治20	1887	明治二十拾 神明宮畑地所有争論入費差引帳	東川手村惣代・等々 力彦平		横帳	争論の詳細不明、裁判に関わって松本・東京等への出張の日当記録(一日50銭)
248	明治22	1889	明治廿二年 廿一年度諸事差引帳簿	東川手村・等々力彦 平扣		横帳	村の公金の出納帳(氏子惣代帳場・用水掛・村惣代・十戸惣代帳場などへの出金) ※等々力の職掌不明
251	明治13	1880	明治十三年 耕地諸入用控帳	潮耕地伍長惣代・ 等々力彦平		横帳	一部汚損
259			(表題なし)明治十八年(村入用覚)	村惣代		横帳	
285			(領収証)	村惣代	等々力彦平	紙	日当の領収書(事前の一時払いなどにより、総額2円71銭7厘の日当に対し96銭6厘を返納)
286			(領収書)	上生野耕地・小林嘉 六	上	紙	一寸幅板3尺2寸代金・13銭5厘
287	明治19	1886	(領収書)	神明宮詞掌・藤田瀧 三郎	等々力彦平	紙	明治18年分給料として受取、3円8銭
288	明治21	1888	領収証	藤田滝三郎	氏子惣代	紙	明治20年度分詞掌給料2円

102 政治		5 財政					
番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
302	明治23	1890	(領収書)村税三期	東川手村役場	神明宮	紙	8銭9厘
303	明治18	1885	キ(記)村惣代帳場	村惣代帳場		横半	出納メモ
305	明治18	1885	(封筒入り)領収書(41枚)	東川手村外二ヶ村戸長役場・潮惣代 ほか	等々力彦平・神明宮・山神宮ほか	紙	村税領収書多数
309	明治19	1886	(表題なし)「山中氏子九拾貳戸半 山中分」	潮山中村惣代・氏子惣代	潮村惣代・氏子惣代	紙	神明宮祭典費・神主給料・耕地費など山中村の負担分
312	明治19	1886	記			紙	潮沢分(等々力あて4口5円、関八重造あて1円(計6円)の支払記録)、費目なし
313			記	戸長役場	等々力彦平	紙	戸長役場からの諸費受取記録か(堤防費・自普請諸雑費・定夫など、計4円45銭3厘)
325			記(支払記録)			横半	区費・祭典費などの支払記録か(祭典額紙代、奉加金、草鞋代など)
352			等級乗率別紙附録	(東川手村役場用箋)		罫紙	罫紙1枚、「等級・筆数・人員(人数)・一人税率・合計金額」を表化。所有地面積による村税賦課表か。等級は「250筆以上・1等(1人)10円～5筆以上・21等(97人)8銭」に区分
361	明治35	1902	仮領収證		内川十次郎ほか153人	罫紙	潮村上川原石堤工事に村から集めた寄附金計550円は、県より下戻になったので受領した。今後該当の金が入用になる節はこれを出金するので承諾されたい。(寄附者氏名・金額列記)
444	明治12	1879	明治十二年 地方税収入予算 卯六月二日			横半	

102 政治		7 町・村勢					
番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
350			附録「東筑摩郡東川手村地図調製受負心得書」(案文)	(東川手村役場 用箋)		罫紙	年不詳なれど「来る廿三年度」とあり、明治22年度の文書と推測。罫紙3枚、紐綴じ
351			東川手村地図調製費歳出予算按	(東川手村役場用箋)		罫紙	罫紙1枚

102 政治 7 町・村勢

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
353	明治22	1889	明治廿二年度東川手村地区調製費歳出予算案	(東川手村用箋)		罫紙	罫紙1枚、付箋あり

102 政治 9 町会・村会・区会

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
431	明治21	1888	廿年度諸事差引帳簿	東川手村等々力彦平		横帳	項目別の出納帳簿(惣代帳場、神明宮など)
317	明治17	1884	(乙第拾号)「本郡同部町村聯合会議員選挙会…郡役所内に於て開設」	戸長役場	等々力彦平	紙	区内において町村会議員4名を選挙し、選挙会に届けること
339	明治22	1889	(表題なし)①戸長役場より「東川手村村長助役当選者認可」通牒 ②当選者宛認可通知 ③県宛当選者報告・県より認可書	①中川手村外二ヶ村戸長役場 ②村会議員長等々力彦平 ③村会議員長等々力彦平	①東川手村村会議員長・等々力彦平 ②村長・隠岐吉枝、助役・関利十 ③長野県知事・木梨精一郎	罫紙	村長(11票中、9票)・助役(11票中8票)獲得、県に認可伺い。県から認可通知、戸長役場から村会議員長へ通牒
446	明治37	1904	潮区惣会決定書	東川手村潮区・伍長等々力三十郎ほか23名、		罫紙	本区の所有する屋川沿岸の余地・畑地の分割について入札
447			東川手村会議事細則			罫紙	罫紙2枚、村会運営の細則を筆記

107 商業 1 商店

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
9	明治16	1883	売薬請買許可之証(第1715号)	長野県	売薬営業人山田房三(下伊那郡山吹村)・請買営業人等々力貞一(東川手村48番地)	紙	等々力貞一は等々力三十郎の家督を大正九年に相続、朱書きにて書き換え サイズ18×13
83			(掛け売り領収証)	潮・千代亀屋	社務掛	紙	神社購入の紙代など掛け売りの代金26銭2分5厘収納
301			記(領収書)	■よや	潮惣代中	紙	金三十銭

109 金融 1 無尽・貸借・売買

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
----	-----	----	-----	----	----	----	----

109 金融 1 無尽・貸借・売買

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
420	明治2	1869	明治貳年 花無尽頼母敷講	潮村 法華講中		横帳	表紙に「貳拾番」と記載 講趣意書「日蓮大菩薩御宝塔建立… 花無尽相立衆人御加勢ヲ以造営仕 度」 仕法「講の構成、掛金、籤引方法、当 選者への賞金、など」
314	明治22	1889	地所売渡証	東川手村潮耕地・十 戸惣代	等々力彦平・宮沢吾 六市	罫紙	耕地所有の墓地2筆を、等々力・宮沢 両名に売渡したことの証明
356	明治37	1904	土地売渡契約書(11通)	(潮区関善十ほか53 人代表)関房吉ほか3 人	潮村・宮沢馬十(ほ か)	罫紙	潮村共有地の売却契約書11通を一綴 (上記宛所は一例)

110 生活

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
113	明治23	1890	証	今(山十)店	社務掛り	紙	金60銭、隠岐玉三郎店勘定へ受取

110 生活 6 物価

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
119	明治22	1889	証(神官給料)	村社神明宮祠掌 隠 岐国三郎	氏子惣代 等々力彦 平	紙	
123			請取証	東川手村 関運吉	氏子惣代	罫紙	金3円請取
320			証(領収書)	東川手村・小山田新 一郎	氏子御惣代中	罫紙	「五寸巾壹寸板 五枚」ほか、金53銭
329			記(領収書)	田中	上	紙	一 拾銭(以下不明) 右の通り正に受 取候也

110 生活 7 生活全般

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
14	明治24	1891	遺書	等々力彦平政時	(長男)等々力三十郎 信時	罫紙	罫紙8枚、紐綴じ 長男三十郎に遺す家訓、全10条
169			委任状(ひな形)			紙	上川原の犀川沿岸への堤防施工につ いての県への請願、寄附出願につい ての事務手続きを部理代理人とする 委任状 ※明治35年か

110 生活 7 生活全般

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
269			「記」(領収証)	千代喜屋		紙	花ガサ代三銭

112 経済関係諸団 2 水利

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
4	明治29	1896	願書	鳥羽喜平(他13人)	共有地総代(2名)	罫紙	河原の共有地の堰の付け替えについて、再考を求める 罫紙3枚、紐綴じ
85			川原石堤寄不足人別			罫紙	普請の際の人足の不足を補充した名簿(42人分)
167	明治35	1902	請願書・堤防工事ノ義ニ付追願書(案文、同名で2通)	東川手村潮区中川十治郎外百四十九人惣代 請願人・等々力三十郎	長野県知事・関清英	罫紙	村内の犀川沿岸の上川原は激流のため県費による堤防工事を願いたい。村民からの献金550円を納める。 ※No.149参照(翌年請願却下・寄付金返却)

114 交通・通信 1 道路橋梁

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
357	明治22	1889	明治廿二年度 道路橋梁修繕費支出 予算議案			罫紙	罫紙2枚
358			明治廿二年度道路橋梁修繕費収入予 算案			罫紙	乙第壱号・第弐号の2通あり、数字が異なる。別案か
362	明治37	1904	犀川通割地仲間地普請帳			罫紙	道路普請の収支記録帳

115 宗教 2 神社

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
103	明治15	1882	神明宮諸入費之扣・「金山様家根破損・請負入札調」	氏子惣代・等々力彦平		横半	
117	(明治)23	1890	記(神官給料受取)	村社祠掌隠岐国三郎	氏子惣代等々力彦平	罫紙	金2円50銭
199	明治22	1889	明治廿二年 神明宮書類袋	東川手村氏子惣代等々力彦平		袋	袋内小片2枚 ①「記 一金二円成右給料の内正に請取申候也 廿二年二月七日 藤岡龍三郎 印」 ②「(明治廿二年度分村税受領書) 金五銭 神明宮納 東川手村役場」

115 宗教 2 神社

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
227	明治20	1887	(明治二十年)十九年度祭典費差引帳	潮耕地氏子惣代・等々力扣		縦帳	紐綴じ
228	明治21	1888	(明治廿一年)神明宮諸入費扣簿帳	東川手村氏子惣代・等々力彦平		横帳	紐綴じ
230	明治23	1890	(明治廿三年・廿二年度)神明宮諸費元払簿	潮耕地・氏子惣代		横帳	紐綴じ
240	明治23	1890	明治廿三年 神明宮諸費入用之扣	東川手村潮耕地氏子惣代・等々力彦平		横帳	
245	明治20	1887	明治二十拾 十九年度祭典費出入簿	東川手村潮 氏子惣代		横帳	
246	明治20	1887	明治廿年 神明宮諸入費扣帳	東川手村氏子惣代・等々力彦平(扣)		横帳	
249	明治22	1889	明治廿二年 神明宮諸費入用扣簿	東川手村潮耕地氏子惣代・等々力彦平		横帳	
250	明治22	1889	明治廿二年 神明宮諸費金銭出入帳	東川手村潮耕地氏子惣代帳場		横帳	
258	明治21	1888	明治廿一年 神明宮諸費金銭出入帳	東川手村潮耕地氏子惣代・帳場		横帳	
292	明治20	1887	山神宮(神社費受取扣)	取立惣代		紙	計10銭7厘を受取
293	明治21	1888	神明宮(取立証)	東川手村潮取立惣代		紙	神明宮神社費受取証
294	明治19	1886	潮沢分(神明宮神社費納付書)	潮沢村惣代・氏子惣代	潮村惣代・氏子惣代	紙	
295	明治19	1886	(明治十九拾)神明宮入費書出袋	東川手村氏子惣代		袋	袋のみ
300			キ(記)		氏子惣代	紙	「弍銭 ろうそく弍本」ほか 計18銭2厘の請求書(立替払い) 判読できず
310	明治24	1891	記(領収書)	神官・隠岐国三郎	潮耕地氏子惣代	紙	金2円59銭9厘の領収書(戸数割・神社割・遥拝11度御酒料)
311	明治20	1887	受取証	朝日連世話人・三澤晋吉	氏子惣代	紙	金7円57銭の受取、費目なし

115 宗教 3 仏閣

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
----	-----	----	-----	----	----	----	----

115 宗教 3 仏閣

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
17			(表題なし) 仏閣(堂宇)間取り・見取図(計4枚)			絵図・地図	計4枚、ペン書き
241	明治13	1880	明治十三年 阿弥陀堂什物記・伍長立会			横帳	什器以外に、掛け軸16幅(阿弥陀・地藏尊など)。確認の上当主尼僧に渡す
242	明治13	1880	明治十三年 阿弥陀堂屋根替諸入用扣帳	東川手村潮伍長惣代・宮澤禄良治・等々力彦平		横帳	
243	明治19	1886	明治十九年 元立取金表及出納帳	立正山執事		横帳	立正山は日蓮宗安国寺の山号(神明宮隣)

115 宗教 4 社寺

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
148	明治17	1884	(明治十七年六月)大日堂再興寄附人名記	東川手村潮耕地・世話人関八重造・等々力彦平・関代三郎・各組伍長		罫紙	舌代(大日堂焼失後、御一新によってその再興は等閑されていたが、当今仏事再興の流れもあり、協議の上再建を決定した。 ※人名簿白紙、舌代のみ、罫紙紐綴じ
268	明治20	1887	(給料領収証)「証」	宮澤兵六郎	氏子惣代・等々力彦平	紙	
274	明治22	1889	神明宮書類入	氏子惣代		封筒	封筒のみ
425	明治19	1886	明治十九年 神明宮諸入費扣帳	東川手村氏子惣代・等々力彦平		横帳	神社費出納簿

116 文化・教育 2 義務教育

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
1	明治9	1876	江嶋工山編輯 改正 小學讀本字引 完	江嶋工山		和綴じ	サイズ11.5×8
150	明治23	1890	小学校生徒授業料額予算			罫紙	学年ごとに異なる金額の授業料を徴収、簡易峯方学校費、授業生給料、器械費など
264	明治24	1891	高等小学讀本字引(自壺 至七)	編纂・元木貞雄		冊子	高等小学校讀本の難解語句を平易に説明

116 文化・教育 3 高等教育

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
2	明和6	1769	四聲正韻字林大全	甘泉堂	和泉屋市兵衛版	和綴じ	漢和辞典、嘉永四年刻成 明治六年三月再刻、サイズ18×12.5

116 文化・教育 4 社会教育

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
261	明治9	1876	袖珍日本地誌略字引(全)	編輯・高橋易直		和綴じ	サイズ12×8.5×3 全国の地名・河川・山岳などを取り上げる。
262	明治9	1876	袖珍萬国地誌略字引(全)	編輯・高橋易直		和綴じ	サイズ12×8.5×2 世界の地名・地誌を取り上げる
263	明治10	1877	(改正)日本略史字引略注(全)	渡辺栄八著		和綴じ	サイズ12×8.5×1 歴代天皇名とそれに関する地名・人名・事項を取り上げる
266	明治13	1880	信濃地誌略字引(上下全)	編輯人・森田鼎		和綴じ	サイズ15×11 長野県の地名、地形名を取り上げる

117 厚生・福祉 3 病気

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
8			小児萬病薬法			縦帳	小児用薬剤の効能、製法、処方など
10			医方大成論	(京都三条通)出雲寺 和泉掾		和綴じ	病気の診断、その原因と処方を説明 痛みが激しい、取扱注意

120 民俗・習俗

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
16	大正10	1921	天道・天徳方位理線地理家相大運図	家相査定士 謹遷	東筑潮居士 家主 等々力性(ママ)	紙	サイズ61×47、等々力家の間取り、方位、家相を示す

122 絵図

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
6	明治26	1893	(東川手村潮区)区有地切図	東川手村潮区共有担 当人・東川手戸長		絵図・地図	墨書き、サイズ118×52、横長変形、 一部破損取扱注意
7	明治37	1904	潮区有地切図(等々力三十郎扣)	等々力三十郎		絵図・地図	多色、同年三月新調とあり。サイズ 118×48 ※No.6の切図とほぼ同寸、同一範囲 を示す。番地表記などの違い

122 絵図

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
----	-----	----	-----	----	----	----	----

123 その他

番号	年月日	西暦	資料名	出所	宛所	形態	備考
15			状	彦一郎	御親子	紙	状1枚(案分)
142			(年賀状)「新春之御吉賀不可有尽期…」	山田屋孫右衛門	等々力忠右衛門	状	江戸・煙草問屋の角印、裏面に商談事項
284	明治17	1884	(書簡)	小林折次	潮耕地御惣代・等々力彦平	紙	自分は病気のため出勤できない。お勧めに応えられないとする返書
289	明治17	1884	(出願書)	東川手村潮・潮口・中潮沢惣代	新海治安	紙	内容不詳
324	明治21	1888	(書簡)	藤田滝三郎	等々力様ほか2名、潮耕地氏子惣代御中	紙	目下非常の困窮を極め当惑しているとして借金の申し入れ
354-1			(書類用袋)「印形有之候書付袋」	潮村・忠左衛門		袋	